

新型コロナウイルス感染症の影響に係る特定小売供給約款の特例認可等について

(趣旨)

以下に記載する申請者から、2020 年 7 月 17 日付けで経済産業大臣宛てに、特定小売供給約款により難い特別の事情がある場合における供給条件の認可等を求める申請があり、資料 5-1 のとおり、同日付けで経済産業大臣から意見の求めがあった。

これらに対する電力・ガス取引監視等委員会の回答について、ご検討をいただく。

【申請者】

○みなし小売電気事業者（10 者）

- ・北海道電力株式会社
- ・東北電力株式会社
- ・東京電力エナジーパートナー株式会社
- ・中部電力ミライズ株式会社
- ・北陸電力株式会社
- ・関西電力株式会社
- ・中国電力株式会社
- ・四国電力株式会社
- ・九州電力株式会社
- ・沖縄電力株式会社

○一般送配電事業者（10 者）

- ・北海道電力ネットワーク株式会社
- ・東北電力ネットワーク株式会社
- ・東京電力パワーグリッド株式会社
- ・中部電力パワーグリッド株式会社
- ・北陸電力送配電株式会社
- ・関西電力送配電株式会社
- ・中国電力ネットワーク株式会社
- ・四国電力送配電株式会社
- ・九州電力送配電株式会社

33	・ 沖縄電力株式会社
34	
35	○みなしガス小売事業者（3 者）
36	・ 東京瓦斯株式会社
37	・ 東邦瓦斯株式会社
38	・ 大阪瓦斯株式会社
39	
40	○一般ガス導管事業者（5 者）
41	・ 東部瓦斯株式会社
42	・ 東京瓦斯株式会社
43	・ 東邦瓦斯株式会社
44	・ 大阪瓦斯株式会社
45	・ 西部瓦斯株式会社
46	

47 1. 本件 35 件の申請の概要

48 (1) 電気

49 ①特定小売供給約款関係（みなし小売電気事業者）

50 電気事業法等の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 72 号）附則第 16 条第 3 項の
51 規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第 21
52 条第 1 項の規定により、特定小売供給約款により難い特別の事情がある場合における
53 供給条件の認可を受けるための申請

54

55 ②託送供給等約款関係（一般送配電事業者）

56 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 18 条第 2 項ただし書の規定により、託送
57 供給等約款により難い特別の事情がある場合における供給条件の認可を受けるための
58 申請

59

60 ③離島供給約款関係（中部、関西、四国を除く一般送配電事業者）

61 電気事業法第 21 条第 2 項ただし書の規定により、離島供給約款により難い特別の事
62 情がある場合における供給条件の承認を受けるための申請

63

64 (2) ガス

65 ①指定旧供給区域等小売供給約款関係（みなしガス小売事業者）

66 電気事業法等の一部を改正する法律附則第 22 条第 4 項の規定によりなおその効力を
67 有するものとして読み替えて適用される旧ガス事業法第 20 条ただし書の規定により、
68 指定旧供給区域等小売供給約款により難い特別の事情がある場合における供給条件の
69 認可を受けるための申請

70

71 ②託送供給約款関係（一般ガス導管事業者）

72 ガス事業法（昭和 29 年法律第 51 号）第 48 条第 3 項ただし書の規定により、託送供
73 給約款により難い特別の事情がある場合における供給条件の認可を受けるための申請

74

75 2. 申請に係る供給条件の内容等

76 (1) 電気

77 新型コロナウイルス感染拡大の影響により緊急小口資金等の貸付を受けている需要家
78 等（当該貸付を受けようとする需要家その他電気料金の支払いに困難な事情があると認
79 められる需要家を含む。）から一時的に電気料金の支払いが困難であるとの申出があった
80 場合には、3月、4月検針分の各電気料金の支払期限を原則としてそれぞれ5か月間延長
81 し、5月検針分の電気料金の支払期限を原則として4か月間延長し、6月検針分の電気料
82 金の支払期限を原則として3か月間延長し、7月検針分の電気料金の支払期限を原則と
83 して2か月間延長し、8月検針分の電気料金の支払期限を原則として1か月間延長す
84 る。

85 ※本申請は、6月24日に認可等を受けて実施している特例措置について、新たに以下
86 の2点について措置しようとするもの。

87 ①すでに特例認可等を受けて実施中である3月、4月検針分の各電気料金の支払
88 期限を4か月間延長し、5月検針分の電気料金の支払期限を3か月間延長し、6
89 月検針分の電気料金の支払期限を2か月間延長し、7月検針分の電気料金の支払
90 期限を1か月間延長する措置について、支払期限を更に1か月間延長する。

91 ②新たに8月検針分の電気料金について支払期限を1か月間延長する。

92

93 (2) ガス

94 新型コロナウイルス感染拡大の影響により緊急小口資金等の貸付を受けている需要家
95 等（当該貸付を受けようとする需要家その他ガス料金の支払いに困難な事情があると認
96 められる需要家を含む。）から一時的にガス料金の支払いが困難であるとの申出があった
97 場合には、2月、3月及び4月の各ガス料金の支払期限を原則としてそれぞれ5か月間延
98 長し、5月検針分のガス料金の支払期限を原則として4か月間延長し、6月検針分のガス
99 料金の支払期限を原則として3か月間延長し、7月検針分のガス料金の支払期限を原則
100 として2か月間延長し、8月検針分のガス料金の支払期限を原則として1か月間延長す
101 る。

102 ※本措置は、6月24日に認可等を受けて実施している特例措置について、新たに以下
103 の2点について措置しようとするもの。

104 ①すでに特例認可等を受けて実施中である2月、3月及び4月検針分の各ガス料
105 金の支払期限を4か月間延長し、5月検針分のガス料金の支払期限を3か月間
106 延長し、6月検針分のガス料金の支払期限を2か月間延長し、7月検針分のガス

料金の支払期限を1か月間延長する措置について、支払期限を更に1か月間延長する。

②新たに8月検針分のガス料金について支払期限を1か月間延長する。

3. 本供給条件による供給を必要とする理由（申請書記載のポイント）

3月19日に、経済産業省から、新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に公共料金の支払いが困難になる者に対して電気及びガス料金の支払期日の延長等を行うよう、電気事業者及びガス事業者に対する要請が行われ、2020年4月7日に新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、内閣総理大臣から7都府県を対象に緊急事態宣言が発令され、2020年4月16日に対象が全国に拡大された。これらを踏まえ、特定小売供給約款等以外の供給条件を設定しているところ、5月25日に緊急事態宣言が全面解除されたものの、段階的に社会経済の活動レベルを引き上げることとされている状況を踏まえ、引き続き、一時的に電気料金の支払いが困難となる需要家からの申出に柔軟に対応する必要があるため、本措置の適用期間を更に1か月間延長する等の措置が必要。

4. 経済産業大臣への回答について

本申請（35件）の供給条件については、電気事業法等の該当条文の規定及びそれらの審査基準に照らし、約款により難しい特別の事情がある場合における供給条件として認可等をして差し支えないものと考えられる。

これを踏まえ、資料5-2のとおり、委員会として、経済産業大臣が本申請に係る認可等を行うことに異存はない旨、経済産業大臣に回答することとしたい。

129 参考：関係条文

130 (1) 電気

131 ①特定小売供給約款関係

132 ○旧電気事業法

133 第二十一条 一般電気事業者は、第十九条第一項の認可を受けた供給約款（同条第四
134 項又は第七項の規定による変更の届出があつたときは、その変更後のもの）（第二
135 十三条第三項の規定による変更があつたときは、変更後のもの）又は第十九条第十
136 二項の規定による届出をした選択約款以外の供給条件により、一般の需要（特定規
137 模需要を除く。）に応じ電気を供給してはならない。ただし、振替供給を行うとき、
138 及びその供給約款又は選択約款により難い特別の事情がある場合において、経済
139 産業大臣の認可を受けた料金その他の供給条件（第二十三条第三項の規定による
140 変更があつたときは、その変更後のもの）により供給するときは、この限りでない。

142 ○電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等

143 第1 審査基準

144 (6) 特定旧法第21条第1項ただし書の規定による特定小売供給約款以外の供給条
145 件の認可

146 特定旧法第21条第1項ただし書の規定による特定小売供給約款以外の供給条
147 件の認可に係る審査基準については、同項に認可の基準が定められているところ
148 あり、より具体的には、例えば、次のような場合とする。

- 149 ① 天災地変等による災害を受けた地域について、緊急に、かつ、臨時的に料金を
150 割り引く等の措置を行う必要が生じた場合
- 151 ② 少数の需要等特殊な需要であることから、多くの需要家と一律の取引を行うこ
152 とを前提としてあらかじめ約款という形式で定めることが困難又は無意味な
153 場合
- 154 ③ 予測し難い急激かつ大幅な経済変化に伴う原価の変動により、みなし小売電気
155 事業者に大幅な差益の発生が見込まれる場合において、応急的かつ暫定的に料
156 金の引下げを行う場合（燃料費調整制度によって調整される程度 of 原価の変動
157 による料金の変更を行う場合を除く。）

②託送供給等約款関係

○電気事業法

第十八条 一般送配電事業者は、その供給区域における託送供給及び電力量調整供給（以下この条において「託送供給等」という。）に係る料金その他の供給条件について、経済産業省令で定めるところにより、託送供給等約款を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 一般送配電事業者は、前項の認可を受けた託送供給等約款（第五項若しくは第八項の規定による変更の届出があつたとき、又は次条第二項の規定による変更があつたときは、その変更後のもの）以外の供給条件により託送供給等を行つてはならない。ただし、その託送供給等約款により難い特別の事情がある場合において、経済産業大臣の認可を受けた料金その他の供給条件（同条第二項の規定による変更があつたときは、その変更後のもの）により託送供給等を行うときは、この限りでない。

○電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等

第1 審査基準

（12） 第18条第2項ただし書の託送供給等約款以外の供給条件の認可

第18条第2項ただし書の託送供給等約款以外の供給条件の認可に係る審査基準については、同項に認可の基準が定められているところであり、より具体的には、例えば、次のような場合とする。

- ① 託送供給等を行うに当たり、新たに建設する送電線に多額の費用を要する場合
- ② 天災地変による災害を受けた地域について、緊急に、かつ、臨時的に料金を割り引く等の措置を行う必要が生じた場合
- ③ 広域的運営推進機関から電源入札等を実施した場合に必要となる補てん金を課された場合

187 ③離島供給約款関係

188 ○電気事業法

189 第二十一条 一般送配電事業者は、離島供給に係る料金その他の供給条件について
190 約款を定め、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣に届け出なけれ
191 ばならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

192 2 一般送配電事業者は、前項の規定による届出をした約款（以下この条において
193 「離島供給約款」という。）以外の供給条件により離島供給を行つてはならない。
194 ただし、その離島供給約款により難い特別の事情がある場合において、経済産業
195 大臣の承認を受けた料金その他の供給条件により離島供給を行うときは、この限
196 りでない。

197
198 ○電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等

199 第1 審査基準

200 （1 4） 第2 1 条第2 項ただし書の離島供給約款以外の供給条件の承認

201 第2 1 条第2 項ただし書の離島供給約款以外の供給条件の承認に係る審査基準
202 については、同項に承認の基準が定められているところであり、より具体的に
203 は、例えば、次のような場合とする。

- 204 ① 天災地変による災害を受けた地域について、緊急に、かつ、臨時的に料金を割
205 り引く等の措置を行う必要が生じた場合
206 ② 需要の特殊性から、供給区域内の離島の需要家と一律の取引を行うことを前提
207 としてあらかじめ約款という形式で定めることが困難又は無意味な場合
208
209

210 (2) ガス

211 ①指定旧供給区域等小売供給約款関係

212 ○旧ガス事業法

213 第二十条 一般ガス事業者は、第十七条第一項の認可を受けた供給約款（同条第四項
214 又は第七項の規定による変更の届出があつたときは、変更後の供給約款）（第十八
215 条第二項の規定による変更があつたときは、変更後の供給約款）又は第十七条第十
216 二項の規定による届出をした選択約款以外の供給条件により、その供給区域にお
217 ける一般の需要に応じガスを供給してはならない。ただし、大口供給を行う場合に
218 おいてその供給の相手方と合意したとき、又は特別の事情がある場合において経
219 済産業大臣の認可を受けたときは、この限りでない。

220

221 ○電気事業法等の一部を改正する等の法律附則に基づく経済産業大臣の処分

222 第1 審査基準

223 (6) 特定旧法第20条ただし書の特別供給条件の認可

224 特定旧法第20条ただし書の特別供給条件の認可に当たっては、例えば、災害
225 を受けた地域について緊急かつ臨時的に料金を割り引く必要が生じた場合、無ガ
226 ス地区に対するガスの普及のため、将来の需要を考慮して設置する本支管等につ
227 いて、将来その本支管等によりガスの供給を受けることとなる予定者も含めたガ
228 スの使用者から均等に工事負担金を徴収する場合、及び指定旧供給区域等小売供
229 給約款で定める熱量と異なる熱量でのガスを供給する必要がある場合など、一般
230 的な供給条件になじまない場合であるか否か、消費者利益の増進に資するか否か、
231 旧一般ガスみなしガス小売事業者の健全な発展に資するか否か、他のガスの使用
232 者への悪影響がないか否かを判断するものとする。

233

234 ②託送供給約款関係

235 ○ガス事業法

236 第四十八条 一般ガス導管事業者は、その供給区域における託送供給に係る料金そ
237 の他の供給条件について、経済産業省令で定めるところにより、託送供給約款を
238 定め、経済産業大臣の認可を受けなければならない。ただし、託送供給の申込み
239 を受ける見込みその他の事情を勘案し、託送供給約款を定める必要がないものと
240 して経済産業大臣の承認を受けた場合は、この限りでない。

241 2 前項本文の規定は、同項本文の認可を受けた託送供給約款を変更しようとする
242 場合に準用する。

243 3 一般ガス導管事業者（第一項ただし書の承認を受けた者を除く。以下この条に
244 おいて同じ。）は、同項本文（前項において準用する場合を含む。）の認可を受け
245 た託送供給約款（第六項若しくは第九項の規定による変更の届出があつたとき、
246 又は第五十条第二項の規定による変更があつたときは、その変更後のもの）以外
247 の供給条件により託送供給を行つてはならない。ただし、その託送供給約款によ
248 り難い特別の事情がある場合において、経済産業大臣の認可を受けた料金その他
249 の供給条件（同条第二項の規定による変更があつたときは、その変更後のもの）
250 により託送供給を行うときは、この限りでない。

251 ○ガス事業法に基づく経済産業大臣の処分

252 第1 審査基準

253 (16) 法第四十八条第三項ただし書の託送供給約款以外の供給条件の認可

254 法第四十八条第三項ただし書の託送供給約款以外の供給条件の認可に当たって
255 は、例えば、天災地変等により災害を受けた地域におけるガスを供給する事業に
256 係る場合、緊急的若しくは一時的なガスを供給する事業に係る場合、託送供給約
257 款において想定されているガスを供給する事業と比べて、負荷率、倍率が著しく
258 低いガスを供給する事業若しくは需要量が著しく大きなガスを供給する事業に係
259 る場合など、一般的な供給条件になじまない場合、又は一般的な供給条件による
260 供給が不適当なものとして次のいずれにも該当する特定導管（使用開始時からガ
261 スを供給する事業の用に供するものであって使用開始後五年を経過していないも
262 のに限る。）による託送供給である場合か否かを判断するものとする。
263

- 264 ① 自らの供給区域以外の地域に設置する導管の総延長（当該地域における部分に
265 限る。）の過半が他の一般ガス導管事業者の供給区域以外の地域に設置される
266 ものである場合における当該他の一般ガス導管事業者の供給区域以外の地域に
267 設置される導管（当該地域における部分に限る。）
- 268 ② 他のガスを供給する事業を営む者が当該事業の用に供するため維持し、及び運
269 用するガス供給設備（一五トン/h以上の気化装置を有するガス供給設備又は
270 天然ガス田におけるガス供給設備に限る。）に連結する導管又は当該導管に直
271 接又は間接に連結する導管
272

経済産業省

官 印 省 略
20200717 資第14号
令和2年7月17日

電力・ガス取引監視等委員会委員長 殿

経済産業大臣

特定小売供給約款以外の供給条件の認可について

電気事業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第72号）附則第16条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される同法第1条の規定による改正前の電気事業法（昭和39年法律第170号）第21条第1項ただし書に規定する特定小売供給約款以外の供給条件の認可について、貴委員会の意見を求めます。

特定小売供給約款以外の供給条件認可申請書

令和 2 年 7 月 17 日

北海道電力株式会社

特定小売供給約款以外の供給条件認可申請書

北電販業企第 7 号
令和 2 年 7 月 17 日

経済産業大臣 梶 山 弘 志 殿

札幌市 丁目 2 番地
北海道 社
代表取締役 井 裕

平成 26 年改正法附則第 16 条第 4 項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第 21 条第 1 項の規定により、次のとおり特定小売供給約款以外の供給条件の認可を受けたいので申請します。

料 金 そ の 他 の 供 給 条 件 の 内 容	別紙に記載したとおりであります。
実 施 期 日 および実施期間	別紙に記載したとおりであります。

料金その他の供給条件の内容ならびに実施期日および実施期間

新型コロナウイルス感染症の影響による休業および失業等で、都道府県社会福祉協議会より一時的な資金の緊急貸付を受けている当社供給区域内のお客さま（当該緊急貸付を受けようとしているお客さまを含みます。）から一時的に電気料金の支払いが困難であるとの申出があった場合、または、当社供給区域内のお客さまから申出があり、新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に電気料金の支払いが困難であると当社が判断した場合については、特定小売供給約款（令和元年 8 月 28 日届出）28（料金の支払義務および支払期日）にかかわらず、電気料金の支払期日について、令和 2 年 3 月分および 4 月分（支払義務発生日が令和 2 年 3 月 19 日以降となるものに限る。）は、原則として各々 5 ヶ月間延長し、令和 2 年 5 月分は、原則として 4 ヶ月間延長し、令和 2 年 6 月分は、原則として 3 ヶ月間延長し、令和 2 年 7 月分は、原則として 2 ヶ月間延長し、令和 2 年 8 月分は、原則として 1 ヶ月間延長する。

（実施期間満了日：令和 2 年 10 月〔満了日は検針日ごとに相違〕）

附

則

附

則

- 1 本供給条件実施の際現に特定小売供給約款以外の供給条件（令和 2 年 6 月 24 日付け 20200622 資第 26 号認可。以下「旧供給条件」という。）の適用を受けているお客さまについては、本供給条件の規定を適用する。
- 2 本供給条件の実施にともない、旧供給条件は廃止する。

(添 付 書 類)

電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令第 26 条の規定に基づく添付書類

(電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令第 26 条第 1 号)

特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

(電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令第26条第1号)

特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に公共料金の支払いが困難となるお客さまに対して、電気料金の支払期日の延長を行なうよう、令和2年3月19日に経済産業省から要請がなされました。

このような状況を踏まえ、一時的に電気料金の支払いが困難となるお客さまからの申出に柔軟に対応するとともに、当該お客さまのうち都道府県社会福祉協議会より、一時的な資金の緊急貸付を受けているお客さまの電気料金の支払延伸を目的に、当社の供給区域内の需要場所における電気の使用に対し、令和2年3月19日に特定小売供給約款以外の供給条件を設定し、認可を受けましたが、新型コロナウイルス感染症の影響が拡大し、令和2年4月7日に新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、内閣総理大臣から7都府県を対象に令和2年5月6日を期限とした緊急事態宣言が発令され、令和2年4月16日に対象が全国に拡大されたことを受けて、更なる支払延伸を目的に特定小売供給約款以外の供給条件を設定し、令和2年4月24日に認可を受けました。さらに、令和2年5月4日に内閣総理大臣から緊急事態宣言の期限を令和2年5月31日まで延長する発令がなされたことを受け、一時的に電気料金の支払いが困難となるお客さまからの申出に柔軟に対応するとともに、当該お客さまのうち都道府県社会福祉協議会より、一時的な資金の緊急貸付を受けているお客さま等の電気料金の更なる支払延伸を目的に特定小売供給約款以外の供給条件を設定し、令和2年5月13日に認可を受けました。

その後、令和2年5月25日に内閣総理大臣から緊急事態宣言の全面解除が発令されたものの、段階的に社会経済の活動レベルを引き上げることとされている状況を踏まえ、支払延伸を目的に特定小売供給約款以外の供給条件を設定し、令和2年6月24日に認可を受けました。

この度、段階的に社会経済の活動レベルが引き上げられている状況であることを踏まえ、引き続き、一時的に電気料金の支払いが困難となるお客さまからの申出に柔軟に対応するとともに、当該お客さまのうち都道府県社会福祉協議会より、一時的な資金の緊急貸付を受けているお客さま、または、新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に電気料金の支払いが困難であると当社が判断したお客さまの電気料金の更なる支払延伸を目的に、当社の供給区域内の

需要場所における電気の使用に対し，平成 26 年改正法附則第 16 条第 4 項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第 21 条第 1 項に基づき，特定小売供給約款以外の供給条件を設定したく申請するものであります。

なお，実施期間満了後の取扱いについては，新型コロナウイルス感染症の影響状況等を鑑み，別途検討いたします。

以 上

特定小売供給約款以外の供給条件認可申請書

東北電販料第5号

令和2年7月17日

経済産業大臣 梶山弘志 殿

仙台市青葉区本町一丁目7番1号

東北電力株式会社

取締役社長
社長執行役員 樋口 康二郎

平成26年改正法附則第16条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第21条第1項の規定により、次のとおり特定小売供給約款以外の供給条件の認可を受けたいので申請します。

料金その他の 供給条件の内容	別紙に記載したとおりであります。
実施期日および 実施期間	別紙に記載したとおりであります。

料金その他の供給条件の内容ならびに実施期日および実施期間

新型コロナウイルス感染症の影響による休業および失業等で、都道府県社会福祉協議会より一時的な資金の緊急貸付を受けている当社供給区域内のお客さま（当該緊急貸付を受けようとしておられるお客さまを含みます。）から一時的に電気料金の支払いが困難であるとの申出があった場合、または、当社供給区域内のお客さまから申出があり、新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に電気料金の支払いが困難であると当社が判断した場合については、特定小売供給約款（令和元年8月28日届出）28（料金の支払義務および支払期日）にかかわらず、電気料金の支払期日について、令和2年3月分および4月分（支払義務発生日が令和2年3月19日以降となるものに限る。）は、原則として各々5ヶ月間延長し、令和2年5月分は、原則として4ヶ月間延長し、令和2年6月分は、原則として3ヶ月間延長し、令和2年7月分は、原則として2ヶ月間延長し、令和2年8月分は、原則として1ヶ月間延長する。

（実施期間満了日：令和2年10月[満了日は検針日ごとに相違]）

附 則

- 1 本供給条件実施の際現に特定小売供給約款以外の供給条件（令和2年6月24日付け20200622資第26号認可。以下「旧供給条件」という。）の適用を受けているお客さまについては、本供給条件の規定を適用する。
- 2 本供給条件の実施にともない、旧供給条件は廃止する。

以 上

(添付書類)

電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令第26条の規定に基づく添付書類

(電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令第26条第1号)

特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

(電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令第26条第1号)

特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に公共料金の支払いが困難となるお客さまに対して、電気料金の支払期日の延長を行なうよう、令和2年3月19日に経済産業省から要請がなされました。

このような状況を踏まえ、一時的に電気料金の支払いが困難となるお客さまからの申出に柔軟に対応するとともに、当該お客さまのうち都道府県社会福祉協議会より、一時的な資金の緊急貸付を受けているお客さまの電気料金の支払延伸を目的に、当社の供給区域内の需要場所における電気の使用に対し、令和2年3月19日に特定小売供給約款以外の供給条件を設定し、認可を受けましたが、新型コロナウイルス感染症の影響が拡大し、令和2年4月7日に新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、内閣総理大臣から7都府県を対象に令和2年5月6日を期限とした緊急事態宣言が発令され、令和2年4月16日に対象が全国に拡大されたことを受けて、更なる支払延伸を目的に特定小売供給約款以外の供給条件を設定し、令和2年4月24日に認可を受けました。さらに、令和2年5月4日に内閣総理大臣から緊急事態宣言の期限を令和2年5月31日まで延長する発令がなされたことを受け、一時的に電気料金の支払いが困難となるお客さまからの申出に柔軟に対応するとともに、当該お客さまのうち都道府県社会福祉協議会より、一時的な資金の緊急貸付を受けているお客さま等の電気料金の更なる支払延伸を目的に特定小売供給約款以外の供給条件を設定し、令和2年5月13日に認可を受けました。

その後、令和2年5月25日に内閣総理大臣から緊急事態宣言の全面解除が発令されたものの、段階的に社会経済の活動レベルを引き上げることとされている状況を踏まえ、支払延伸を目的に特定小売供給約款以外の供給条件を設定し、令和2年6月24日に認可を受けました。

この度、段階的に社会経済の活動レベルが引き上げられている状況であることを踏まえ、引き続き、一時的に電気料金の支払いが困難となるお客さまからの申出に柔軟に対応するとともに、当該お客さまのうち都道府県社会福祉協議会より、一時的な資金の緊急貸付を受けているお客さま、または、新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に電気料金の支払いが困難であると当社が判断したお客さまの電気料金の更なる支払延伸を目的に、当社の供給区域内の需要場所における電気の使用に対し、平成26年改正法附則第16条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第21条第1項に基づき、特定小売供給約款以外の供給条件を設定したく申請するものであります。

なお、実施期間満了後の取扱いについては、新型コロナウイルス感染症の影響状況等を鑑み、別途検討いたします。

以 上

特定小売供給約款以外の供給条件認可申請書

販 本 発 2 第 5 号

令和 2 年 7 月 17 日

経済産業大臣 梶 山 弘 志 殿

東京都千代田区内幸町 1 丁目 1 番 3 号

東京電力エナジーパートナー株式会

代表取締役社長 秋 本 展 彦

平成26年改正法附則第16条第 4 項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第21条第 1 項の規定により，次のとおり特定小売供給約款以外の供給条件の認可を受けたいので申請します。

料金その他の 供給条件の内容	別紙に記載したとおりであります。
実 施 期 日 及び実施期間	別紙に記載したとおりであります。

別 紙

料金その他の供給条件の内容ならびに実施期日および実施期間

新型コロナウイルス感染症の影響による休業および失業等で、都道府県社会福祉協議会より一時的な資金の緊急貸付を受けている当社供給区域内のお客さま（当該緊急貸付を受けようとされているお客さまを含みます。）から一時的に電気料金の支払いが困難であるとの申出があった場合、または、当社供給区域内のお客さまから申出があり、新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に電気料金の支払いが困難であると当社が判断した場合については、特定小売供給約款（令和元年8月28日届出）28（料金の支払義務および支払期日）にかかわらず、電気料金の支払期日について、令和2年3月分および4月分（支払義務発生日が令和2年3月19日以降となるものに限る。）は、原則としておのおの5ヶ月間延長し、令和2年5月分は、原則として4ヶ月間延長し、令和2年6月分は、原則として3ヶ月間延長し、令和2年7月分は、原則として2ヶ月間延長し、令和2年8月分は、原則として1ヶ月間延長する。

（実施期間満了日：令和2年10月[満了日は検針日ごとに相違]）

附 則

附 則

- 1 本供給条件実施の際現に特定小売供給約款以外の供給条件(令和2年6月24日付け20200622資第26号認可。以下「旧供給条件」という。)の適用を受けているお客さまについては、本供給条件の規定を適用する。
- 2 本供給条件の実施にともない、旧供給条件は廃止する。

電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置
に関する省令第26条の規定に基づく添付書類

(電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省
令第26条第1号)

特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

(電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令第26条第1号)

特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に公共料金の支払いが困難となるお客さまに対して、電気料金の支払期日の延長を行なうよう、令和2年3月19日に経済産業省から要請がなされました。

このような状況を踏まえ、一時的に電気料金の支払いが困難となるお客さまからの申出に柔軟に対応するとともに、当該お客さまのうち都道府県社会福祉協議会より、一時的な資金の緊急貸付を受けているお客さまの電気料金の支払延伸を目的に、当社の供給区域内の需要場所における電気の使用に対し、令和2年3月19日に特定小売供給約款以外の供給条件を設定し、認可を受けましたが、新型コロナウイルス感染症の影響が拡大し、令和2年4月7日に新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、内閣総理大臣から7都府県を対象に令和2年5月6日を期限とした緊急事態宣言が発令され、令和2年4月16日に対象が全国に拡大されたことを受けて、更なる支払延伸を目的に特定小売供給約款以外の供給条件を設定し、令和2年4月24日に認可を受けました。さらに、令和2年5月4日に内閣総理大臣から緊急事態宣言の期限を令和2年5月31日まで延長する発令がなされたことを受け、一時的に電気料金の支払いが困難となるお客さまからの申出に柔軟に対応するとともに、当該お客さまのうち都道府県社会福祉協議会より、一時的な資金の緊急貸付を受けているお客さま等の電気料金の更なる支払延伸を目的に特定小売供給約款以外の供給条件を設定し、令和2年5月13日に認可を受けました。

その後、令和2年5月25日に内閣総理大臣から緊急事態宣言の全面解除が発令されたものの、段階的に社会経済の活動レベルを引き上げることとされている状況を踏まえ、支払延伸を目的に特定小売供給約款以外の供給条件を設定し、令和2年6月24日に認可を受けました。

この度、段階的に社会経済の活動レベルが引き上げられている状況であることを踏まえ、引き続き、一時的に電気料金の支払いが困難となるお客さまからの申出に柔軟に対応するとともに、当該お客さまの

うち都道府県社会福祉協議会より、一時的な資金の緊急貸付を受けているお客さま、または、新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に電気料金の支払いが困難であると当社が判断したお客さまの電気料金の更なる支払延伸を目的に、当社の供給区域内の需要場所における電気の使用に対し、平成 26 年改正法附則第 16 条第 4 項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第 21 条第 1 項に基づき、特定小売供給約款以外の供給条件を設定したく申請するものであります。

なお、実施期間満了後の取扱いについては、新型コロナウイルス感染症の影響状況等を鑑み、別途検討いたします。

以上

特定小売供給約款以外の供給条件認可申請書

カサ本発第7号

2020年7月17日

経済産業大臣 梶山弘志 殿

名古屋市東区東新町1番地

中部電力ミライズ株式会社

代表取締役
社長執行役員

大谷 真

平成26年改正法附則第16条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて準用される旧電気事業法第21条第1項により、次の通り特定小売供給約款以外の供給条件の認可を受けたいので申請します。

料金その他の供給条件の内容	別紙に記載したとおりであります。
実施期日及び実施期間	別紙に記載したとおりであります。

別紙

料金その他の供給条件の内容 ならびに実施期日および実施期間

新型コロナウイルス感染症の影響による休業および失業等で、都道府県社会福祉協議会より一時的な資金の緊急貸付を受けている当社供給区域内のお客さま（当該緊急貸付を受けようとしているお客さまを含みます。）から一時的に電気料金の支払いが困難であるとの申出があった場合、または、当社供給区域内のお客さまから申出があり、新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に電気料金の支払いが困難であると当社が判断した場合については、特定小売供給約款（2019年8月29日届出）28（料金の支払義務および支払期日）にかかわらず、電気料金の支払期日について、2020年3月分および4月分（支払義務発生日が2020年3月19日以降となるものに限る。）は、原則として各々5ヶ月間延長し、2020年5月分は、原則として4ヶ月間延長し、2020年6月分は、原則として3ヶ月間延長し、2020年7月分は、原則として2ヶ月間延長し、2020年8月分は、原則として1ヶ月間延長する。

（実施期間満了日：2020年10月〔満了日は検針日ごとに相違〕）

附 則

- 1 本供給条件実施の際現に特定小売供給約款以外の供給条件（令和2年6月24日付け20200622資第26号認可。以下「旧供給条件」という。）の適用を受けているお客さまについては、本供給条件の規定を適用する。
- 2 本供給条件の実施にともない、旧供給条件は廃止する。

(添付書類)

電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置
に関する省令第26条の規定に基づく添付書類

(電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する
省令第26条第1号)

特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

(電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令
第26条第1号)

特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

特定小売供給約款以外の供給条件 による供給を必要とする理由

新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に公共料金の支払いが困難となるお客さまに対して、電気料金の支払期日の延長を行なうよう、2020年3月19日に経済産業省から要請がなされました。

このような状況を踏まえ、一時的に電気料金の支払いが困難となるお客さまからの申出に柔軟に対応するとともに、当該お客さまのうち都道府県社会福祉協議会より、一時的な資金の緊急貸付を受けているお客さまの電気料金の支払延伸を目的に、当社の供給区域内の需要場所における電気の使用に対し、2020年3月19日に特定小売供給約款以外の供給条件を設定し、認可を受けましたが、新型コロナウイルス感染症の影響が拡大し、2020年4月7日に新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、内閣総理大臣から7都府県を対象に2020年5月6日を期限とした緊急事態宣言が発令され、2020年4月16日に対象が全国に拡大されたことを受けて、更なる支払延伸を目的に特定小売供給約款以外の供給条件を設定し、2020年4月24日に認可を受けました。さらに、2020年5月4日に内閣総理大臣から緊急事態宣言の期限を2020年5月31日まで延長する発令がなされたことを受け、一時的に電気料金の支払いが困難となるお客さまからの申出に柔軟に対応するとともに、当該お客さまのうち都道府県社会福祉協議会より、一時的な資金の緊急貸付を受けているお客さま等の電気料金の更なる支払延伸を目的に特定小売供給約款以外の供給条件を設定し、2020年5月13日に認可を受けました。

その後、2020年5月25日に内閣総理大臣から緊急事態宣言の全面解除が発令されたものの、段階的に社会経済の活動レベルを引き上げることとされている状況を踏まえ、支払延伸を目的に特定小売供給約款以外の供給条件を設定し、2020年6月24日に認可を受けました。

この度、段階的に社会経済の活動レベルが引き上げられている状況であることを踏まえ、引き続き、一時的に電気料金の支払いが困難となるお客さまからの申出に柔軟に対応するとともに、当該お客さまのうち都道府県社会福祉協議会より、一時的な資金の緊急貸付を受けているお客さま、または、新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に電気料金の支払いが困難であると当社が判断したお客さまの電気料金の更なる支払延伸を目的に、当社の供給区域内の需要場所における電気の使用に対し、平成26年改正法附則第16条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて準用される旧電気事業法第21条第1項に基づき、特定小売供給約款以外の供給条件を設定したく申請するものであります。

なお、実施期間満了後の取扱いについては、新型コロナウイルス感染症の影響状況等を鑑み、別途検討いたします。

以 上

特定小売供給約款以外の供給条件認可申請書

お客さまサービス部 第2号

2020年7月17日

経済産業大臣 梶山 弘志 殿

富山県富山 1号

北陸

代表取締役社長

社長執行役員 金井

平成26年改正法附則第16条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第21条第1項の規定により、次のとおり特定小売供給約款以外の供給条件の認可を受けたいので申請いたします。

料金その他の供給条件の内容	別紙に記載のとおりであります。
実施期日及び実施期間	別紙に記載のとおりであります。

料金その他の供給条件の内容
ならびに実施期日および実施期間

新型コロナウイルス感染症の影響による休業および失業等で、都道府県社会福祉協議会より一時的な資金の緊急貸付を受けている当社供給区域内のお客さま（当該緊急貸付を受けようとしているお客さまを含みます。）から一時的に電気料金の支払いが困難であるとの申出があった場合、または、当社供給区域内のお客さまから申出があり、新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に電気料金の支払いが困難であると当社が判断した場合については、特定小売供給約款（2019年8月29日届出）28（料金の支払義務および支払期日）にかかわらず、電気料金の支払期日について、2020年3月分および4月分（支払義務発生日が2020年3月19日以降となるものに限る。）は、原則として各々5か月間延長し、2020年5月分は、原則として4か月間延長し、2020年6月分は、原則として3か月間延長し、2020年7月分は、原則として2か月間延長し、2020年8月分は、原則として1か月間延長する。

（実施期間満了日：2020年10月[満了日は検針日ごとに相違]）

附 則

- 1 本供給条件実施の際現に特定小売供給約款以外の供給条件（令和2年6月24日付け20200622 資第26号認可。以下「旧供給条件」という。）の適用を受けているお客さまについては、本供給条件の規定を適用する。
- 2 本供給条件の実施にともない、旧供給条件は廃止する。

(添付書類)

電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置
に関する省令第26条の規定に基づく添付書類

(電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令
第26条第1号)

特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に公共料金の支払いが困難となるお客さまに対して、電気料金の支払期日の延長を行なうよう、2020年3月19日に経済産業省から要請がなされました。

このような状況を踏まえ、一時的に電気料金の支払いが困難となるお客さまからの申出に柔軟に対応するとともに、当該お客さまのうち都道府県社会福祉協議会より、一時的な資金の緊急貸付を受けているお客さまの電気料金の支払延伸を目的に、当社の供給区域内の需要場所における電気の使用に対し、2020年3月19日に特定小売供給約款以外の供給条件を設定し、認可を受けましたが、新型コロナウイルス感染症の影響が拡大し、2020年4月7日に新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、内閣総理大臣から7都府県を対象に2020年5月6日を期限とした緊急事態宣言が発令され、2020年4月16日に対象が全国に拡大されたことを受けて、更なる支払延伸を目的に特定小売供給約款以外の供給条件を設定し、2020年4月24日に認可を受けました。さらに、2020年5月4日に内閣総理大臣から緊急事態宣言の期限を2020年5月31日まで延長する発令がなされたことを受け、一時的に電気料金の支払いが困難となるお客さまからの申出に柔軟に対応するとともに、当該お客さまのうち都道府県社会福祉協議会より、一時的な資金の緊急貸付を受けているお客さま等の電気料金の更なる支払延伸を目的に特定小売供給約款以外の供給条件を設定し、2020年5月13日に認可を受けました。

その後、2020年5月25日に内閣総理大臣から緊急事態宣言の全面解除が発令されたものの、段階的に社会経済の活動レベルを引き上げることとされている状況を踏まえ、支払延伸を目的に特定小売供給約款以外の供給条件を設定し、2020年6月24日に認可を受けました。

この度、段階的に社会経済の活動レベルが引き上げられている状況であることを踏まえ、引き続き、一時的に電気料金の支払いが困難となるお客さまからの申出に柔軟に対応するとともに、当該お客さまのうち都道府県社会福祉協議会より、一時的な資金の緊急貸付を受けているお客さま、または、新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に電気料金の支払いが困難であると当社が判断したお客さまの電気料金の更なる支払延伸を目的に、当社の供給区域内の需要場所における電気の使用に対し、平成26年改正法附則第16条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第21条第1項に基づき、特定小売供給約款以外の供給条件を設定いたしたく申請するものであります。

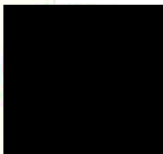
なお、実施期間満了後の取扱いについては、新型コロナウイルス感染症の影響状況等を鑑み、別途検討いたします。

以 上

電気特定小売供給約款以外の供給条件認可申請書

2020 年 7 月 17 日

関西電力株式会社



電気特定小売供給約款以外の供給条件認可申請書

関営発 第5号

2020年7月17日

経済産業大臣 梶山弘志 殿

関西電力株式会社

執行役社長 森本

平成26年改正法附則第16条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて準用される旧電気事業法第21条第1項により、次の通り電気特定小売供給約款以外の供給条件の認可を受けたいので申請します。

料金その他の供給条件の内容	別紙に記載したとおりであります。
実施期日及び実施期間	別紙に記載したとおりであります。

別 紙

料金その他の供給条件の内容ならびに実施期日および実施期間

新型コロナウイルス感染症の影響による休業および失業等で、都道府県社会福祉協議会より一時的な資金の緊急貸付を受けている当社供給区域内のお客さま（当該緊急貸付を受けようとしているお客さまを含みます。）から一時的に電気料金の支払いが困難であるとの申出があった場合、または、当社供給区域内のお客さまから申出があり、新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に電気料金の支払いが困難であると当社が判断した場合については、電気特定小売供給約款（2019年8月30日届出）28（料金の支払義務および支払期日）にかかわらず、電気料金の支払期日について、2020年3月分および4月分（支払義務発生日が2020年3月19日以降となるものに限る。）は、原則として各々5ヶ月間延長し、2020年5月分は、原則として4ヶ月間延長し、2020年6月分は、原則として3ヶ月間延長し、2020年7月分は、原則として2ヶ月間延長し、2020年8月分は、原則として1ヶ月間延長する。

（実施期間満了日：2020年10月[満了日は検針日ごとに相違]）

附 則

- 1 本供給条件実施の際現に電気特定小売供給約款以外の供給条件（令和2年6月24日付け20200622資第26号認可。以下「旧供給条件」という。）の適用を受けているお客さまについては、本供給条件の規定を適用する。
- 2 本供給条件の実施にともない、旧供給条件は廃止する。

別 添

電気特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に公共料金の支払いが困難となるお客さまに対して、電気料金の支払期日の延長を行なうよう、2020年3月19日に経済産業省から要請がなされました。

このような状況を踏まえ、一時的に電気料金の支払いが困難となるお客さまからの申出に柔軟に対応するとともに、当該お客さまのうち都道府県社会福祉協議会より、一時的な資金の緊急貸付を受けているお客さまの電気料金の支払延伸を目的に、当社の供給区域内の需要場所における電気の使用に対し、2020年3月19日に電気特定小売供給約款以外の供給条件を設定し、認可を受けましたが、新型コロナウイルス感染症の影響が拡大し、2020年4月7日に新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、内閣総理大臣から7都府県を対象に2020年5月6日を期限とした緊急事態宣言が発令され、2020年4月16日に対象が全国に拡大されたことを受けて、更なる支払延伸を目的に電気特定小売供給約款以外の供給条件を設定し、2020年4月24日に認可を受けました。さらに、2020年5月4日に内閣総理大臣から緊急事態宣言の期限を2020年5月31日まで延長する発令がなされたことを受け、一時的に電気料金の支払いが困難となるお客さまからの申出に柔軟に対応するとともに、当該お客さまのうち都道府県社会福祉協議会より、一時的な資金の緊急貸付を受けているお客さま等の電気料金の更なる支払延伸を目的に電気特定小売供給約款以外の供給条件を設定し、2020年5月13日に認可を受けました。

その後、2020年5月25日に内閣総理大臣から緊急事態宣言の全面解除が発令されたものの、段階的に社会経済の活動レベルを引き上げることとされている状況を踏まえ、支払延伸を目的に電気特定小売供給約款以外の供給条件を設定し、2020年6月24日に認可を受けました。

この度、段階的に社会経済の活動レベルが引き上げられている状況であることを踏まえ、引き続き、一時的に電気料金の支払いが困難となるお客さまからの申出に柔軟に対応するとともに、当該お客さまのうち都道府県社会福祉協議会より、一時的な資金の緊急貸付を受けているお客さま、または、新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に電気料金の支払いが困難であると当社が判断したお客さまの電気料金の更なる支払延伸を目的に、当社の供給区域内の需要場所における電気の使用に対し、平成26年改正法附則第16条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて準用される旧電気事業法第21条第1項に基づき、電気特定小売供給約款以外の供給条件を設定したく申請するものであります。

なお、実施期間満了後の取扱いについては、新型コロナウイルス感染症の影響状況等を鑑み、別途検討いたします。

以 上

電気特定小売供給約款以外の供給条件認可申請書

2020 年 7 月 17 日

中国電力株式会社

電気特定小売供給約款以外の供給条件認可申請書

販 運 第 91 号

2020 年 7 月 17 日

経済産業大臣 梶山弘志 殿

中 国 電 力 株 式 会

代表取締役社長執行役員 清 水 希

平成 26 年改正法附則第 16 条第 4 項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて準用される旧電気事業法第 21 条第 1 項により、次の通り電気特定小売供給約款以外の供給条件の認可を受けたいので申請します。

料金その他の供給条件の内容	別紙に記載したとおりであります。
実施期日及び実施期間	別紙に記載したとおりであります。

別 紙

料金その他の供給条件の内容ならびに実施期日および実施期間

新型コロナウイルス感染症の影響による休業および失業等で、都道府県社会福祉協議会より一時的な資金の緊急貸付を受けている当社供給区域内のお客さま（当該緊急貸付を受けようとしているお客さまを含みます。）から一時的に電気料金の支払いが困難であるとの申出があった場合、または、当社供給区域内のお客さまから申出があり、新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に電気料金の支払いが困難であると当社が判断した場合については、電気特定小売供給約款（2019年8月28日届出）28（料金の支払義務および支払期日）にかかわらず、電気料金の支払期日について、2020年3月分および4月分（支払義務発生日が2020年3月19日以降となるものに限る。）は、原則として各々5ヶ月間延長し、2020年5月分は、原則として4ヶ月間延長し、2020年6月分は、原則として3ヶ月間延長し、2020年7月分は、原則として2ヶ月間延長し、2020年8月分は、原則として1ヶ月間延長する。

（実施期間満了日：2020年10月〔満了日は検針日ごとに相違〕）

附 則

- 1 本供給条件実施の際現に電気特定小売供給約款以外の供給条件（令和2年6月24日付け20200622 資第26号認可。以下「旧供給条件」という。）の適用を受けているお客さまについては、本供給条件の規定を適用する。
- 2 本供給条件の実施にともない、旧供給条件は廃止する。

別 添

電気特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に公共料金の支払いが困難となるお客さまに対して、電気料金の支払期日の延長を行なうよう、2020年3月19日に経済産業省から要請がなされました。

このような状況を踏まえ、一時的に電気料金の支払いが困難となるお客さまからの申出に柔軟に対応するとともに、当該お客さまのうち都道府県社会福祉協議会より、一時的な資金の緊急貸付を受けているお客さまの電気料金の支払延伸を目的に、当社の供給区域内の需要場所における電気の使用に対し、2020年3月19日に電気特定小売供給約款以外の供給条件を設定し、認可を受けましたが、新型コロナウイルス感染症の影響が拡大し、2020年4月7日に新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、内閣総理大臣から7都府県を対象に2020年5月6日を期限とした緊急事態宣言が発令され、2020年4月16日に対象が全国に拡大されたことを受けて、更なる支払延伸を目的に電気特定小売供給約款以外の供給条件を設定し、2020年4月24日に認可を受けました。さらに、2020年5月4日に内閣総理大臣から緊急事態宣言の期限を2020年5月31日まで延長する発令がなされたことを受け、一時的に電気料金の支払いが困難となるお客さまからの申出に柔軟に対応するとともに、当該お客さまのうち都道府県社会福祉協議会より、一時的な資金の緊急貸付を受けているお客さま等の電気料金の更なる支払延伸を目的に電気特定小売供給約款以外の供給条件を設定し、2020年5月13日に認可を受けました。

その後、2020年5月25日に内閣総理大臣から緊急事態宣言の全面解除が発令されたものの、段階的に社会経済の活動レベルを引き上げることとされている状況を踏まえ、支払延伸を目的に電気特定小売供給約款以外の供給条件を設定し、2020年6月24日に認可を受けました。

この度、段階的に社会経済の活動レベルが引き上げられている状況であることを踏まえ、引き続き、一時的に電気料金の支払いが困難となるお客さまからの申出に柔軟に対応するとともに、当該お客さまのうち都道府県社会福祉協議会より、一時的な資金の緊急貸付を受けているお客さま、または、新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に電気料金の支払いが困難であると当社が判断したお客さまの電気料金の更なる支払延伸を目的に、当社の供給区域内の需要場所における電気の使用に対し、平成26年改正法附則第16条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて準用される旧電気事業法第21条第1項に基づき、電気特定小売供給約款以外の供給条件を設定したく申請するものであります。

なお、実施期間満了後の取扱いについては、新型コロナウイルス感染症の影響状況等を鑑み、別途検討いたします。

以 上

特定小売供給約款以外の供給条件
認可申請書

令和 2 年 7 月 17 日

四国電力株式会社

特定小売供給約款以外の供給条件認可申請書

り統発令2第5号
令和2年7月17日

経済産業大臣 梶山 弘志 殿

内2番5号
株式会社
社長執行役員 長井 啓久

平成26年改正法附則第16条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて準用される旧電気事業法第21条第1項により、次の通り特定小売供給約款以外の供給条件の認可を受けたいので申請します。

料金その他の供給条件の内容	別紙に記載したとおりであります。
実施期日及び実施期間	別紙に記載したとおりであります。

別 紙

料金その他の供給条件の内容ならびに実施期日および実施期間

新型コロナウイルス感染症の影響による休業および失業等で、都道府県社会福祉協議会より一時的な資金の緊急貸付を受けている当社供給区域内のお客さま（当該緊急貸付を受けようとしているお客さまを含みます。）から一時的に電気料金の支払いが困難であるとの申出があった場合、または、当社供給区域内のお客さまから申出があり、新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に電気料金の支払いが困難であると当社が判断した場合については、特定小売供給約款（令和元年8月28日届出）28（料金の支払義務および支払期日）にかかわらず、電気料金の支払期日について、令和2年3月分および4月分（支払義務発生日が令和2年3月19日以降となるものに限る。）は、原則として各々5ヶ月間延長し、令和2年5月分は、原則として4ヶ月間延長し、令和2年6月分は、原則として3ヶ月間延長し、令和2年7月分は、原則として2ヶ月間延長し、令和2年8月分は、原則として1ヶ月間延長する。

（実施期間満了日：令和2年10月[満了日は検針日ごとに相違]）

附 則

- 1 本供給条件実施の際現に特定小売供給約款以外の供給条件（令和2年6月24日付け20200622 資第26号認可。以下「旧供給条件」という。）の適用を受けているお客さまについては、本供給条件の規定を適用する。
- 2 本供給条件の実施にともない、旧供給条件は廃止する。

別 添

特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に公共料金の支払いが困難となるお客さまに対して、電気料金の支払期日の延長を行なうよう、令和2年3月19日に経済産業省から要請がなされました。

このような状況を踏まえ、一時的に電気料金の支払いが困難となるお客さまからの申出に柔軟に対応するとともに、当該お客さまのうち都道府県社会福祉協議会より、一時的な資金の緊急貸付を受けているお客さまの電気料金の支払延伸を目的に、当社の供給区域内の需要場所における電気の使用に対し、令和2年3月19日に特定小売供給約款以外の供給条件を設定し、認可を受けましたが、新型コロナウイルス感染症の影響が拡大し、令和2年4月7日に新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、内閣総理大臣から7都府県を対象に令和2年5月6日を期限とした緊急事態宣言が発令され、令和2年4月16日に対象が全国に拡大されたことを受けて、更なる支払延伸を目的に特定小売供給約款以外の供給条件を設定し、令和2年4月24日に認可を受けました。さらに、令和2年5月4日に内閣総理大臣から緊急事態宣言の期限を令和2年5月31日まで延長する発令がなされたことを受け、一時的に電気料金の支払いが困難となるお客さまからの申出に柔軟に対応するとともに、当該お客さまのうち都道府県社会福祉協議会より、一時的な資金の緊急貸付を受けているお客さま等の電気料金の更なる支払延伸を目的に特定小売供給約款以外の供給条件を設定し、令和2年5月13日に認可を受けました。

その後、令和2年5月25日に内閣総理大臣から緊急事態宣言の全面解除が発令されたものの、段階的に社会経済の活動レベルを引き上げることとされている状況を踏まえ、支払延伸を目的に特定小売供給約款以外の供給条件を設定し、令和2年6月24日に認可を受けました。

この度、段階的に社会経済の活動レベルが引き上げられている状況であることを踏まえ、引き続き、一時的に電気料金の支払いが困難となるお客さまからの申出に柔軟に対応するとともに、当該お客さまのうち都道府県社会福祉協議会より、一時的な資金の緊急貸付を受けているお客さま、または、新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に電気料金の支払いが困難であると当社が判断したお客さまの電気料金の更なる支払延伸を目的に、当社の供給区域内の需要場所における電気の使用に対し、平成26年改正法附則第16条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて準用される旧電気事業法

第 21 条第 1 項に基づき、特定小売供給約款以外の供給条件を設定したく申請するものであります。

なお、実施期間満了後の取扱いについては、新型コロナウイルス感染症の影響状況等を鑑み、別途検討いたします。

以 上

特定小売供給約款以外の供給条件認可申請書

営業運第6号
令和2年7月17日

経済産業大臣 梶山弘志 殿

福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号
九州電力株式会社

代表取締役 池辺和男
社長執行役員

平成26年改正法附則第16条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第21条第1項の規定により、次のとおり特定小売供給約款以外の供給条件の認可を受けたいので申請します。

料金その他の 供給条件の内容	別紙に記載したとおりであります。
実施期日 および実施期間	同上

料金その他の供給条件の内容ならびに実施期日および実施期間

新型コロナウイルス感染症の影響による休業および失業等で、都道府県社会福祉協議会より一時的な資金の緊急貸付を受けている当社供給区域内のお客さま（当該緊急貸付を受けようとしているお客さまを含みます。）から一時的に電気料金の支払いが困難であるとの申出があった場合、または、当社供給区域内のお客さまから申出があり、新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に電気料金の支払いが困難であると当社が判断した場合については、特定小売供給約款（2019 年 8 月 28 日届出）28（料金の支払義務および支払期日）にかかわらず、電気料金の支払期日について、2020 年 3 月分および 4 月分（支払義務発生日が 2020 年 3 月 19 日以降となるものに限る。）は、原則として各々 5 か月間延長し、2020 年 5 月分は、原則として 4 か月間延長し、2020 年 6 月分は、原則として 3 か月間延長し、2020 年 7 月分は、原則として 2 か月間延長し、2020 年 8 月分は、原則として 1 か月間延長する。

（実施期間満了日：2020年10月[満了日は検針日ごとに相違]）

附

則

- 1 本供給条件実施の際現に特定小売供給約款以外の供給条件（令和2年6月24日付け20200622資第26号認可。以下「旧供給条件」という。）の適用を受けているお客さまについては、本供給条件の規定を適用する。
- 2 本供給条件の実施にともない、旧供給条件は廃止する。

(添 付 書 類)

電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令第26条の規定に基づく添付書類

(電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令第26条第1号)

特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

(電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令第26条第1号)

特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に公共料金の支払いが困難となるお客さまに対して、電気料金の支払期日の延長を行なうよう、2020年3月19日に経済産業省から要請がなされました。

このような状況を踏まえ、一時的に電気料金の支払いが困難となるお客さまからの申出に柔軟に対応するとともに、当該お客さまのうち都道府県社会福祉協議会より、一時的な資金の緊急貸付を受けているお客さまの電気料金の支払延伸を目的に、当社の供給区域内の需要場所における電気の使用に対し、2020年3月19日に特定小売供給約款以外の供給条件を設定し、認可を受けましたが、新型コロナウイルス感染症の影響が拡大し、2020年4月7日に新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、内閣総理大臣から7都府県を対象に2020年5月6日を期限とした緊急事態宣言が発令され、2020年4月16日に対象が全国に拡大されたことを受けて、更なる支払延伸を目的に特定小売供給約款以外の供給条件を設定し、2020年4月24日に認可を受けました。さらに、2020年5月4日に内閣総理大臣から緊急事態宣言の期限を2020年5月31日まで延長する発令がなされたことを受け、一時的に電気料金の支払いが困難となるお客さまからの申出に柔軟に対応するとともに、当該お客さまのうち都道府県社会福祉協議会より、一時的な資金の緊急貸付を受けているお客さま等の電気料金の更なる支払延伸を目的に特定小売供給約款以外の供給条件を設定し、2020年5月13日に認可を受けました。

その後、2020年5月25日に内閣総理大臣から緊急事態宣言の全面解除が発令されたものの、段階的に社会経済の活動レベルを引き上げることとされている状況を踏まえ、支払延伸を目的に特定小売供給約款以外の供給条件を設定し、2020年6月24日に認可を受けました。

この度、段階的に社会経済の活動レベルが引き上げられている状況であることを踏まえ、引き続き、一時的に電気料金の支払いが困難となるお客さまからの申出に柔軟に対応するとともに、当該お客さまのうち都道府県社会福祉協議会より、一時的な資金の緊急貸付を受けているお客さま、または、新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に電気料金の支払いが困難であると当社が判断したお客さまの電気料金の更なる支払延伸を目的に、当社の供給区域内の需要場所における電気の使用に対し、平成26年改正法附則第16条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第21条第1項に基づき、特定小売供給約款以外の供給条件を設定したく申請するものであります。

なお、実施期間満了後の取扱いについては、新型コロナウイルス感染症の影響状況等を鑑み、別途検討いたします。

以 上

特定小売供給約款以外の供給条件認可申請書

令和 2 年 7 月 17 日

沖縄電力株式会社

特定小売供給約款以外の供給条件認可申請書

沖縄電販運発第 11 号

令和 2 年 7 月 17 日

経済産業大臣 梶山 弘志 殿

沖縄県浦添市牧港五丁目 2

沖 縄 電 力 株 式 会

代表取締役 本 永 浩
社 長

平成 26 年改正法附則第 16 条第 4 項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第 21 条第 1 項により、次のとおり特定小売供給約款以外の供給条件の認可を受けたいので申請します。

料 金 そ の 他 の 供 給 条 件 の 内 容	別紙に記載したとおりであります。
実 施 期 日 お よ び 実 施 期 間	別紙に記載したとおりであります。

別 紙

料金その他の供給条件の内容ならびに実施期日および実施期間

新型コロナウイルス感染症の影響による休業および失業等で、都道府県社会福祉協議会より一時的な資金の緊急貸付を受けている当社供給区域内のお客さま（当該緊急貸付を受けようとしているお客さまを含みます。）から一時的に電気料金の支払いが困難であるとの申出があった場合、または、当社供給区域内のお客さまから申出があり、新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に電気料金の支払いが困難であると当社が判断した場合については、特定小売供給約款（沖電販販企発第5号令和元年8月29日届出）32（料金の支払義務および支払期日）にかかわらず、電気料金の支払期日について、令和2年3月分および4月分（支払義務発生日が令和2年3月19日以降となるものに限る。）は、原則として各々5ヶ月間延長し、令和2年5月分は、原則として4ヶ月間延長し、令和2年6月分は、原則として3ヶ月間延長し、令和2年7月分は、原則として2ヶ月間延長し、令和2年8月分は、原則として1ヶ月間延長する。
（実施期間満了日：令和2年10月[満了日は検針日ごとに相違]）

附 則

- 1 本供給条件実施の際現に特定小売供給約款以外の供給条件（令和2年6月24日付け20200622資第26号認可。以下「旧供給条件」という。）の適用を受けているお客さまについては、本供給条件の規定を適用する。
- 2 本供給条件の実施にともない、旧供給条件は廃止する。

別 添

特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に公共料金の支払いが困難となるお客さまに対して、電気料金の支払期日の延長を行なうよう、令和 2 年 3 月 19 日に経済産業省から要請がなされました。

このような状況を踏まえ、一時的に電気料金の支払いが困難となるお客さまからの申出に柔軟に対応するとともに、当該お客さまのうち都道府県社会福祉協議会より、一時的な資金の緊急貸付を受けているお客さまの電気料金の支払延伸を目的に、当社の供給区域内の需要場所における電気の使用に対し、令和 2 年 3 月 19 日に特定小売供給約款以外の供給条件を設定し、認可を受けましたが、新型コロナウイルス感染症の影響が拡大し、令和 2 年 4 月 7 日に新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、内閣総理大臣から 7 都府県を対象に令和 2 年 5 月 6 日を期限とした緊急事態宣言が発令され、令和 2 年 4 月 16 日に対象が全国に拡大されたことを受けて、更なる支払延伸を目的に特定小売供給約款以外の供給条件を設定し、令和 2 年 4 月 24 日に認可を受けました。さらに、令和 2 年 5 月 4 日に内閣総理大臣から緊急事態宣言の期限を令和 2 年 5 月 31 日まで延長する発令がなされたことを受け、一時的に電気料金の支払いが困難となるお客さまからの申出に柔軟に対応するとともに、当該お客さまのうち都道府県社会福祉協議会より、一時的な資金の緊急貸付を受けているお客さま等の電気料金の更なる支払延伸を目的に特定小売供給約款以外の供給条件を設定し、令和 2 年 5 月 13 日に認可を受けました。

その後、令和 2 年 5 月 25 日に内閣総理大臣から緊急事態宣言の全面解除が発令されたものの、段階的に社会経済の活動レベルを引き上げることとされている状況を踏まえ、支払延伸を目的に特定小売供給約款以外の供給条件を設定し、令和 2 年 6 月 24 日に認可を受けました。

この度、段階的に社会経済の活動レベルが引き上げられている状況であることを踏まえ、引き続き、一時的に電気料金の支払いが困難となるお客さまからの申出に柔軟に対応するとともに、当該お客さまのうち都道府県社会福祉協議

会より、一時的な資金の緊急貸付を受けているお客さま、または、新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に電気料金の支払いが困難であると当社が判断したお客さまの電気料金の更なる支払延伸を目的に、当社の供給区域内の需要場所における電気の使用に対し、平成 26 年改正法附則第 16 条第 4 項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第 21 条第 1 項に基づき、特定小売供給約款以外の供給条件を設定したく申請するものであります。

なお、実施期間満了後の取扱いについては、新型コロナウイルス感染症の影響状況等を鑑み、別途検討いたします。

以 上

経済産業省

官 印 省 略
20200717資第24号
令和2年7月17日

電力・ガス取引監視等委員会委員長 殿

経済産業大臣

託送供給等約款以外の供給条件の認可について

電気事業法（昭和39年法律第170号）第66条の11第1項第5号の規定に基づき、別添の申請に係る同法第18条第2項ただし書に規定する託送供給等約款以外の供給条件の認可について、貴委員会の意見を求めます。

託送供給等特例認可申請書

令和2年7月17日

北海道電力ネットワーク株式会社

託送供給等特例認可申請書

北 ネ 業 託 第 10 号
令和 2 年 7 月 17 日

経済産業大臣 梶山 弘志 殿

札幌市中央区 目 2 番地
北海道電力株式会社
代表取締役 下 裕己

電気事業法第 18 条第 2 項ただし書の規定により、次のとおり託送供給等約款以外の供給条件により託送供給等を行うことの認可を受けたいので申請します。

供 給 の 種 類			接 続 供 給		備 考
供給の相手方	氏 名 (名称)		別紙に記載のとおりであります。		
	住 所		同 上		
	受給 場所	受電場所	同 上		
		供給場所	同 上		
供 給 電 力			同 上		
供 給 電 圧			同 上		
電 気 方 式 及 び 周 波 数			同 上		
料金その他の供給条件の内容			同 上		
供給開始年月日及び有効期間			同 上		

託送供給等約款以外の供給条件の内容

新型コロナウイルス感染症の影響による休業および失業等で、都道府県社会福祉協議会より一時的な資金の緊急貸付を受けている当社供給区域内の電気の利用者（当該緊急貸付を受けようとしている電気の利用者を含みます。）に対して電気の供給を行なう契約者から一時的に当該電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金の支払いが困難であるとの申出があった場合、または、当社供給区域内の電気の利用者に対して電気の供給を行なう契約者から一時的に当該電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金の支払いが困難であるとの申出があり、当該電気の利用者が新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に電気料金の支払いが困難であると当社が判断した場合には、託送供給等約款（令和元年12月16日付け20191122資第18号認可）18（料金）の規定にかかわらず、当該電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金の料金算定日について、令和2年3月および4月料金計算分（料金算定日が令和2年3月19日以降となるものに限る。）は、原則として各々5ヶ月間延長し、令和2年5月料金計算分は、原則として4ヶ月間延長し、令和2年6月料金計算分は、原則として3ヶ月間延長し、令和2年7月料金計算分は、原則として2ヶ月間延長し、令和2年8月料金計算分は、原則として1ヶ月間延長する。

（実施期間満了日：令和2年10月[満了日は検針日ごとに相違]）

附 則

- 1 本供給条件実施の際現に託送供給等約款以外の供給条件（令和2年6月24日付け20200622資第8号認可。以下「旧供給条件」という。）の適用を受けている契約者については、本供給条件の規定を適用する。
- 2 本供給条件の実施にともない、旧供給条件は廃止する。

(添付書類)

電気事業法施行規則第20条の規定に基づく添付書類

(電気事業法施行規則第20条第1号)

託送供給等約款以外の供給条件による託送供給等を必要とする理由

(電気事業法施行規則第20条第1号)

託送供給等約款以外の供給条件による託送供給等を必要とする理由

託送供給等約款以外の供給条件による託送供給等を必要とする理由

新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に公共料金の支払いが困難となるお客さまに対して、電気料金の支払期日の延長を行なうよう、令和2年3月19日に経済産業省から要請がなされました。

このような状況を踏まえ、一時的に電気料金の支払いが困難となる当社供給区域内の電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる託送供給について、当該電気の利用者に対して電気の供給を行なう契約者からの申出に柔軟に対応するとともに、当該電気の利用者のうち都道府県社会福祉協議会より、一時的な資金の緊急貸付を受けている当該電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金の支払延伸を目的に、当社の供給区域内の電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる託送供給について、令和2年3月19日に託送供給等約款以外の供給条件を設定し、認可を受けましたが、新型コロナウイルス感染症の影響が拡大し、令和2年4月7日に新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、内閣総理大臣から7都府県を対象に令和2年5月6日を期限とした緊急事態宣言が発令され、令和2年4月16日に対象が全国に拡大されたことを受けて、更なる支払延伸を目的に託送供給等約款以外の供給条件を設定し、令和2年4月24日に認可を受けました。さらに、令和2年5月4日に内閣総理大臣から緊急事態宣言の期限を令和2年5月31日まで延長する発令がなされたことを受け、一時的に電気料金の支払いが困難となる当社供給区域内の電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる託送供給について、当該電気の利用者に対して電気の供給を行なう契約者からの申出に柔軟に対応するとともに、当該電気の利用者のうち都道府県社会福祉協議会より、一時的な資金の緊急貸付を受けている当該電気の利用者を需要者とする供給地点等にかかる接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金の更なる支払延伸を目的に、託送供給等約款以外の供給条件を設定し、令和2年5月13日に認可を受けました。

その後、令和2年5月25日に内閣総理大臣から緊急事態宣言の全面解除が発令されたものの、段階的に社会経済の活動レベルを引き上げることとされている状況を踏まえ、更なる支払延伸を目的に、託送供給等約款以外の供給条件を設定し、令和2年6月24日に認可を受けました。

この度、段階的に社会経済の活動レベルが引き上げられている状況であることを踏まえ、引き続き、一時的に電気料金の支払いが困難となる当社供給区域内の電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる託送供給について、当該電気の利用者に対して電気の供給を行なう契約者からの申出に柔軟に対応するとともに、当該電気の利用者のうち都道府県社会福祉協議会より、一時的な資金の緊急貸付を受けている当該電気

の使用者、または、新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に電気料金の支払いが困難であると当社が判断した当該電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金の更なる支払延伸を目的に、当社の供給区域内の電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる託送供給について、電気事業法第18条第2項ただし書の規定に基づき、託送供給等約款以外の供給条件を設定したく特例認可申請するものであります。

なお、実施期間満了後の取扱いについては、新型コロナウイルス感染症の影響状況等を鑑み、別途検討いたします。

以 上

託送供給等特例認可申請書

2020 年 7 月 17 日

東北電力ネットワーク株式会社

託送供給等特例認可申請書

東北電NW NWサ企第8号

2020年7月17日

経済産業大臣 梶山 弘志 殿

仙台市青葉区本町一丁目7番1号

東北電力ネットワーク株式会社

取締役社長 坂本 光

電気事業法第18条第2項ただし書の規定により、次のとおり託送供給等約款以外の供給条件により託送供給等を行うことの認可を受けたいので申請します。

供 給 の 種 類			接 続 供 給	備 考
供給の 相手方	氏 名（名称）		別紙に記載のとおりであります。	
	住 所		同上	
	受 給 場 所	受 電 場 所	同上	
		供 給 場 所	同上	
供 給 電 力			同上	
供 給 電 圧			同上	
電 気 方 式 及 び 周 波 数			同上	
料金その他の供給条件の内容			同上	
供給開始年月日及び有効期間			同上	

別 紙

託送供給等約款以外の供給条件の内容

新型コロナウイルス感染症の影響による休業および失業等で、都道府県社会福祉協議会より一時的な資金の緊急貸付を受けている当社供給区域内の電気の利用者（当該緊急貸付を受けようとしている電気の利用者を含みます。）に対して電気の供給を行なう契約者から一時的に当該電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金の支払いが困難であるとの申出があった場合、または、当社供給区域内の電気の利用者に対して電気の供給を行なう契約者から一時的に当該電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金の支払いが困難であるとの申出があり、当該電気の利用者が新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に電気料金の支払いが困難であると当社が判断した場合には、託送供給等約款（令和元年12月16日付け20191122資第18号認可）18（料金）の規定にかかわらず、当該電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金の料金算定日について、2020年3月および4月料金計算分（料金算定日が2020年3月19日以降となるものに限る。）は、原則として各々5ヶ月間延長し、2020年5月料金計算分は、原則として4ヶ月間延長し、2020年6月料金計算分は、原則として3ヶ月間延長し、2020年7月料金計算分は、原則として2ヶ月間延長し、2020年8月料金計算分は、原則として1ヶ月間延長する。

（実施期間満了日：2020年10月[満了日は検針日ごとに相違]）

附 則

- 1 本供給条件実施の際現に託送供給等約款以外の供給条件（令和 2 年 6 月 24 日付け 20200622 資第 8 号認可。以下「旧供給条件」という。）の適用を受けている契約者については、本供給条件の規定を適用する。
- 2 本供給条件の実施にともない、旧供給条件は廃止する。

別 添

託送供給等約款以外の供給条件による託送供給等を必要とする理由

新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に公共料金の支払いが困難となるお客さまに対して、電気料金の支払期日の延長を行なうよう、2020年3月19日に経済産業省から要請がなされました。

このような状況を踏まえ、一時的に電気料金の支払いが困難となる当社供給区域内の電気の使用者を需要者とする供給地点にかかる託送供給について、当該電気の使用者に対して電気の供給を行なう契約者からの申出に柔軟に対応するとともに、当該電気の使用者のうち都道府県社会福祉協議会より、一時的な資金の緊急貸付を受けている当該電気の使用者を需要者とする供給地点にかかる接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金の支払延伸を目的に、当社の供給区域内の電気の使用者を需要者とする供給地点にかかる託送供給について、2020年3月19日に託送供給等約款以外の供給条件を設定し、認可を受けましたが、新型コロナウイルス感染症の影響が拡大し、2020年4月7日に新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、内閣総理大臣から7都府県を対象に2020年5月6日を期限とした緊急事態宣言が発令され、2020年4月16日に対象が全国に拡大されたことを受けて、更なる支払延伸を目的に託送供給等約款以外の供給条件を設定し、2020年4月24日に認可を受けました。さらに、2020年5月4日に内閣総理大臣から緊急事態宣言の期限を2020年5月31日まで延長する発令がなされたことを受け、一時的に電気料金の支払いが困難となる当社供給区域内の電気の使用者を需要者とする供給地点にかかる託送供給について、当該電気の使用者に対して電気の供給を行なう契約者からの申出に柔軟に対応するとともに、当該電気の使用者のうち都道府県社会福祉協議会より、一時的な資金の緊急貸付を受けている当該電気の使用者を需要者とする供給地点等にかかる接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金の更なる支払延伸を目的に、託送供給等約款以外の供給条件を設定し、2020年5月13日に認可を受けました。

その後、2020年5月25日に内閣総理大臣から緊急事態宣言の全面解除が発令されたものの、段階的に社会経済の活動レベルを引き上げることとされている状況を踏まえ、更なる支払延伸を目的に、託送供給等約款以外の供給条件を設定し、2020年6月24日に認可を受けました。

この度、段階的に社会経済の活動レベルが引き上げられている状況であるこ

とを踏まえ、引き続き、一時的に電気料金の支払いが困難となる当社供給区域内の電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる託送供給について、当該電気の利用者に対して電気の供給を行なう契約者からの申出に柔軟に対応するとともに、当該電気の利用者のうち都道府県社会福祉協議会より、一時的な資金の緊急貸付を受けている当該電気の利用者、または、新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に電気料金の支払いが困難であると当社が判断した当該電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金の更なる支払延伸を目的に、当社の供給区域内の電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる託送供給について、電気事業法第18条第2項ただし書の規定に基づき、託送供給等約款以外の供給条件を設定したく特例認可申請するものであります。

なお、実施期間満了後の取扱いについては、新型コロナウイルス感染症の影響状況等を鑑み、別途検討いたします。

以 上

託送供給等特例認可申請書

令和2年7月17日

東京電力パワーグリッド株式会社

託送供給等特例認可申請書

経料発 2 第10号
令和2年7月17日

経済産業大臣 梶 山 弘 志 殿

東京都千代田区内幸町 1 丁目 1 番 3 号
東京電力パワーグリッド株式会社
代表取締役社長 金 子 禎

電気事業法第18条第 2 項ただし書の規定により，次のとおり託送供給等約款以外の供給条件により託送供給等を行うことの認可を受けたいので申請します。

供 給 の 種 類			接 続 供 給	備 考
供 給 の 相 手 方	氏 名（名称）		別紙に記載のとおりであります。	
	住 所		同 上	
	受給	受電場所	同 上	
	場所	供給場所	同 上	
供 給 電 力			同 上	
供 給 電 圧			同 上	
電 気 方 式 及 び 周 波 数			同 上	
料金その他の供給条件の内容			同 上	
供給開始年月日及び有効期間			同 上	

別 紙

託送供給等約款以外の供給条件の内容

新型コロナウイルス感染症の影響による休業および失業等で、都道府県社会福祉協議会より一時的な資金の緊急貸付を受けている当社供給区域内の電気の利用者（当該緊急貸付を受けようとしている電気の利用者を含みます。）に対して電気の供給を行なう契約者から一時的に当該電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金の支払いが困難であるとの申出があった場合、または、当社供給区域内の電気の利用者に対して電気の供給を行なう契約者から一時的に当該電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金の支払いが困難であるとの申出があり、当該電気の利用者が新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に電気料金の支払いが困難であると当社が判断した場合には、託送供給等約款（令和2年7月14日付け20200619資第55号認可。以下「託送供給等約款」という。）18（料金）の規定にかかわらず、当該電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金の料金算定日について、令和2年3月および4月料金計算分（料金算定日が令和2年3月19日以降となるものに限る。）は、原則として各々5ヶ月間延長し、令和2年5月料金計算分は、原則として4ヶ月間延長し、令和2年6月料金計算分は、原則として3ヶ月間延長し、令和2年7月料金計算分は、原則として2ヶ月間延長し、令和2年8月料金計算分は、原則として1ヶ月間延長する。

（実施期間満了日：令和2年10月〔満了日は検針日ごとに相違〕）

附 則

- 1 本供給条件実施の際現に託送供給等約款以外の供給条件（令和2年6月 24 日付け 20200622 資第8号認可。以下「旧供給条件」という。）の適用を受けている契約者については、本供給条件の規定を適用する。
- 2 本供給条件の実施にともない、旧供給条件は廃止する。

別 添

託送供給等約款以外の供給条件による託送供給等を必要とする理由

新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に公共料金の支払いが困難となるお客さまに対して、電気料金の支払期日の延長を行なうよう、令和2年3月19日に経済産業省から要請がなされました。

このような状況を踏まえ、一時的に電気料金の支払いが困難となる当社供給区域内の電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる託送供給について、当該電気の利用者に対して電気の供給を行なう契約者からの申出に柔軟に対応するとともに、当該電気の利用者のうち都道府県社会福祉協議会より、一時的な資金の緊急貸付を受けている当該電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金の支払延伸を目的に、当社の供給区域内の電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる託送供給について、令和2年3月19日に託送供給等約款以外の供給条件を設定し、認可を受けましたが、新型コロナウイルス感染症の影響が拡大し、令和2年4月7日に新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、内閣総理大臣から7都府県を対象に令和2年5月6日を期限とした緊急事態宣言が発令され、令和2年4月16日に対象が全国に拡大されたことを受けて、更なる支払延伸を目的に託送供給等約款以外の供給条件を設定し、令和2年4月24日に認可を受けました。さらに、令和2年5月4日に内閣総理大臣から緊急事態宣言の期限を令和2年5月31日まで延長する発令がなされたことを受け、一時的に電気料金の支払いが困難となる当社供給区域内の電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる託送供給について、当該電気の利用者に対して電気の供給を行なう契約者からの申出に柔軟に対応するとともに、当該電気の利用者のうち都道府県社会福祉協議会より、一時的な資金の緊急貸付を受けている当該電気の利用者を需要者とする供給地点等にかかる接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金

の更なる支払延伸を目的に、託送供給等約款以外の供給条件を設定し、令和2年5月13日に認可を受けました。

その後、令和2年5月25日に内閣総理大臣から緊急事態宣言の全面解除が発令されたものの、段階的に社会経済の活動レベルを引き上げることとされている状況を踏まえ、更なる支払延伸を目的に、託送供給等約款以外の供給条件を設定し、令和2年6月24日に認可を受けました。

この度、段階的に社会経済の活動レベルが引き上げられている状況であることを踏まえ、引き続き、一時的に電気料金の支払いが困難となる当社供給区域内の電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる託送供給について、当該電気の利用者に対して電気の供給を行なう契約者からの申出に柔軟に対応するとともに、当該電気の利用者のうち都道府県社会福祉協議会より、一時的な資金の緊急貸付を受けている当該電気の利用者、または、新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に電気料金の支払いが困難であると当社が判断した当該電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金の更なる支払延伸を目的に、当社の供給区域内の電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる託送供給について、電気事業法第18条第2項ただし書の規定に基づき、託送供給等約款以外の供給条件を設定したく特例認可申請するものであります。

なお、実施期間満了後の取扱いについては、新型コロナウイルス感染症の影響状況等を鑑み、別途検討いたします。

託送供給等特例認可申請書

本 営 発 第 6 号

2020年 7 月 17日

経済産業大臣 梶 山 弘 志 殿

名 古 市 区 新 町 1 番 地

中部電力株式会社 グリッド株式会社

市川 弥生

電気事業法第18条第2項ただし書の規定により、次のとおり託送供給等約款以外の供給条件により託送供給等を行うことの認可を受けたいので申請します。

供 給 の 種 類			接 続 供 給	備 考
供給の相手方	氏 名（名称）		別紙に記載のとおりです。	
	住 所		同 上	
	受 給 所 場 所	受電場所	同 上	
		供給場所	同 上	
供 給 電 力			同 上	
供 給 電 圧			同 上	
電 気 方 式 及 び 周 波 数			同 上	
料金その他の供給条件の内容			同 上	
供給開始年月日及び有効期間			同 上	

託送供給等約款以外の供給条件の内容

新型コロナウイルス感染症の影響による休業および失業等で、都道府県社会福祉協議会より一時的な資金の緊急貸付を受けている当社供給区域内の電気の使用者（当該緊急貸付を受けようとしている電気の使用者を含みます。）に対して電気の供給を行なう契約者から一時的に当該電気の使用者を需要者とする供給地点にかかる接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金の支払いが困難であるとの申出があった場合、または、当社供給区域内の電気の使用者に対して電気の供給を行なう契約者から一時的に当該電気の使用者を需要者とする供給地点にかかる接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金の支払いが困難であるとの申出があり、当該電気の使用者が新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に電気料金の支払いが困難であると当社が判断した場合には、託送供給等約款（2019年12月16日付け20191122資第18号認可）19（料金）の規定にかかわらず、当該電気の使用者を需要者とする供給地点にかかる接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金の料金算定日について、2020年3月および4月料金計算分（料金算定日が2020年3月19日以降となるものに限る。）は、原則として各々5ヶ月間延長し、2020年5月料金計算分は、原則として4ヶ月間延長し、2020年6月料金計算分は、原則として3ヶ月間延長し、2020年7月料金計算分は、原則として2ヶ月間延長し、2020年8月料金計算分は、原則として1ヶ月間延長する。

（実施期間満了日：2020年10月[満了日は検針日ごとに相違]）

附 則

- 1 本供給条件実施の際現に託送供給等約款以外の供給条件（2020年6月24日付け20200622資第8号認可。以下「旧供給条件」という。）の適用を受けている契約者については、本供給条件の規定を適用する。
- 2 本供給条件の実施にともない、旧供給条件は廃止する。

(添付書類)

電気事業法施行規則第20条の規定に基づく添付書類

(電気事業法施行規則第20条第1号)

託送供給等約款以外の供給条件による託送供給等を必要とする理由

(電気事業法施行規則第20条第1号)

託送供給等約款以外の供給条件による託送供給等を必要とする理由

託送供給等約款以外の供給条件による託送供給等を必要とする理由

新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に公共料金の支払いが困難となるお客さまに対して、電気料金の支払期日の延長を行なうよう、2020年3月19日に経済産業省から要請がなされました。

このような状況を踏まえ、一時的に電気料金の支払いが困難となる当社供給区域内の電気の使用者を需要者とする供給地点にかかる託送供給について、当該電気の使用者に対して電気の供給を行なう契約者からの申出に柔軟に対応するとともに、当該電気の使用者のうち都道府県社会福祉協議会より、一時的な資金の緊急貸付を受けている当該電気の使用者を需要者とする供給地点にかかる接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金の支払延伸を目的に、当社の供給区域内の電気の使用者を需要者とする供給地点にかかる託送供給について、2020年3月19日に託送供給等約款以外の供給条件を設定し、認可を受けましたが、新型コロナウイルス感染症の影響が拡大し、2020年4月7日に新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、内閣総理大臣から7都府県を対象に2020年5月6日を期限とした緊急事態宣言が発令され、2020年4月16日に対象が全国に拡大されたことを受けて、更なる支払延伸を目的に託送供給等約款以外の供給条件を設定し、2020年4月24日に認可を受けました。さらに、2020年5月4日に内閣総理大臣から緊急事態宣言の期限を2020年5月31日まで延長する発令がなされたことを受け、一時的に電気料金の支払いが困難となる当社供給区域内の電気の使用者を需要者とする供給地点にかかる託送供給について、当該電気の使用者に対して電気の供給を行なう契約者からの申出に柔軟に対応するとともに、当該電気の使用者のうち都道府県社会福祉協議会より、一時的な資金の緊急貸付を受けている当該電気の使用者を需要者とする供給地点等にかかる接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金の更なる支払延伸を目的に、託送供給等約款以外の供給条件を設定し、2020年5月13日に認可を受けました。

その後、2020年5月25日に内閣総理大臣から緊急事態宣言の全面解除が発令されたものの、段階的に社会経済の活動レベルを引き上げることとされている状況を踏まえ、更なる支払延伸を目的に、託送供給等約款以外の供給条件を設定し、2020年6月24日に認可を受けました。

この度、段階的に社会経済の活動レベルが引き上げられている状況であること

を踏まえ、引き続き、一時的に電気料金の支払いが困難となる当社供給区域内の電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる託送供給について、当該電気の利用者に対して電気の供給を行なう契約者からの申出に柔軟に対応するとともに、当該電気の利用者のうち都道府県社会福祉協議会より、一時的な資金の緊急貸付を受けている当該電気の利用者、または、新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に電気料金の支払いが困難であると当社が判断した当該電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金の更なる支払延伸を目的に、当社の供給区域内の電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる託送供給について、電気事業法第18条第2項ただし書の規定に基づき、託送供給等約款以外の供給条件を設定し、たく特例認可申請するものです。

なお、実施期間満了後の取扱いについては、新型コロナウイルス感染症の影響状況等を鑑み、別途検討いたします。

以 上

託送供給等特例認可申請書

2020 年 7 月 17 日

北陸電力送配電株式会社

託送供給等特例認可申請書

託サ 第 9 号

2020 年 7 月 17 日

経済産業大臣 梶山 弘志 殿

富山市 号
北陸電 会社
代表 水野 弘一

電気事業法第 18 条第 2 項ただし書の規定により、次のとおり託送供給等約款以外の供給条件により託送供給等を行うことの認可を受けたいので申請します。

供給の種類			接続供給		備 考
供給の 相手方	氏 名（名称）		別紙に記載のとおりであります。		
	住 所		同 上		
	受給 場所	受電場所	同 上		
		供給場所	同 上		
供給電力			同 上		
供給電圧			同 上		
電気方式及び周波数			同 上		
料金その他の供給条件の内容			同 上		
供給開始年月日及び有効期間			同 上		

託送供給等約款以外の供給条件の内容

新型コロナウイルス感染症の影響による休業および失業等で、都道府県社会福祉協議会より一時的な資金の緊急貸付を受けている当社供給区域内の電気の使用者（当該緊急貸付を受けようとしている電気の使用者を含みます。）に対して電気の供給を行なう契約者から一時的に当該電気の使用者を需要者とする供給地点にかかる接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金の支払いが困難であるとの申出があった場合、または、当社供給区域内の電気の使用者に対して電気の供給を行なう契約者から一時的に当該電気の使用者を需要者とする供給地点にかかる接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金の支払いが困難であるとの申出があり、当該電気の使用者が新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に電気料金の支払いが困難であると当社が判断した場合には、託送供給等約款（2019年12月16日付け20191122資第18号認可）18（料金）の規定にかかわらず、当該電気の使用者を需要者とする供給地点にかかる接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金の料金算定日について、2020年3月および4月料金計算分（料金算定日が2020年3月19日以降となるものに限る。）は、原則として各々5ヶ月間延長し、2020年5月料金計算分は、原則として4ヶ月間延長し、2020年6月料金計算分は、原則として3ヶ月間延長し、2020年7月料金計算分は、原則として2ヶ月間延長し、2020年8月料金計算分は、原則として1ヶ月間延長する。

（実施期間満了日：2020年10月[満了日は検針日ごとに相違]）

附 則

- 1 本供給条件実施の際現に託送供給等約款以外の供給条件（令和2年6月24日付け20200622資第8号認可。以下「旧供給条件」という。）の適用を受けている契約者については、本供給条件の規定を適用する。
- 2 本供給条件の実施にともない、旧供給条件は廃止する。

託送供給等約款以外の供給条件による託送供給等を必要とする理由

新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に公共料金の支払いが困難となるお客さまに対して、電気料金の支払期日の延長を行なうよう、2020年3月19日に経済産業省から要請がなされました。

このような状況を踏まえ、一時的に電気料金の支払いが困難となる当社供給区域内の電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる託送供給について、当該電気の利用者に対して電気の供給を行なう契約者からの申出に柔軟に対応するとともに、当該電気の利用者のうち都道府県社会福祉協議会より、一時的な資金の緊急貸付を受けている当該電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金の支払延伸を目的に、当社の供給区域内の電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる託送供給について、2020年3月19日に託送供給等約款以外の供給条件を設定し、認可を受けましたが、新型コロナウイルス感染症の影響が拡大し、2020年4月7日に新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、内閣総理大臣から7都府県を対象に2020年5月6日を期限とした緊急事態宣言が発令され、2020年4月16日に対象が全国に拡大されたことを受けて、更なる支払延伸を目的に託送供給等約款以外の供給条件を設定し、2020年4月24日に認可を受けました。さらに、2020年5月4日に内閣総理大臣から緊急事態宣言の期限を2020年5月31日まで延長する発令がなされたことを受け、一時的に電気料金の支払いが困難となる当社供給区域内の電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる託送供給について、当該電気の利用者に対して電気の供給を行なう契約者からの申出に柔軟に対応するとともに、当該電気の利用者のうち都道府県社会福祉協議会より、一時的な資金の緊急貸付を受けている当該電気の利用者を需要者とする供給地点等にかかる接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金の更なる支払延伸を目的に、託送供給等約款以外の供給条件を設定し、2020年5月13日に認可を受けました。

その後、2020年5月25日に内閣総理大臣から緊急事態宣言の全面解除が発令されたものの、段階的に社会経済の活動レベルを引き上げることとされている状況を踏まえ、更なる支払延伸を目的に、託送供給等約款以外の供給条件を設定し、2020年6月24日に認可を受けました。

この度、段階的に社会経済の活動レベルが引き上げられている状況であることを踏まえ、引き続き、一時的に電気料金の支払いが困難となる当社供給区域内の電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる託送供給について、当該電気の利用者に対して電気の供給を行なう契約者からの申出に柔軟に対応するとともに、当該電気の利用者のうち都道府県社会福祉協議会より、一時的な資金の緊急貸付を受けている当該電気の利用者、または、新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に電気料金の支払いが困難であると当社が判断した当該電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金の更なる支払延伸を目的に、当社の供給区域内の電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる託送供給について、電気事業法第18条第2項ただし書の規定に基づき、託送供給等約款以外の供給条件を設定したく特例認可申請するものであります。

なお、実施期間満了後の取扱いについては、新型コロナウイルス感染症の影響状況等を鑑み、別途検討いたします。

託送供給等特例認可申請書

2020 年 7 月 17 日

関西電力送配電株式会社

託送供給等特例認可申請書

関送企発 第 12 号

2020 年 7 月 17 日

経済産業大臣 梶 山 弘 志 殿

大阪市北区中之島 3 丁目 6 番 16 号

関西電力送配電株式会社

代表取締役社長 土 井 義 宏

電気事業法第 18 条第 2 項ただし書の規定により、次のとおり託送供給等約款以外の供給条件により託送供給等を行うことの認可を受けたいので申請します。

供 給 の 種 類			接続供給	備 考
供給の相手方	氏 名 (名称)		別紙に記載のとおりであります。	
	住 所		同 上	
	受給場所	受電場所	同 上	
		供給場所	同 上	
供 給 電 力			同 上	
供 給 電 圧			同 上	
電 気 方 式 及 び 周 波 数			同 上	
料金その他の供給条件の内容			同 上	
供給開始年月日及び有効期間			同 上	

別 紙

託送供給等約款以外の供給条件の内容

新型コロナウイルス感染症の影響による休業および失業等で、都道府県社会福祉協議会より一時的な資金の緊急貸付を受けている当社供給区域内の電気の利用者（当該緊急貸付を受けようとしている電気の利用者を含みます。）に対して電気の供給を行なう契約者から一時的に当該電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金の支払いが困難であるとの申出があった場合、または、当社供給区域内の電気の利用者に対して電気の供給を行なう契約者から一時的に当該電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金の支払いが困難であるとの申出があり、当該電気の利用者が新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に電気料金の支払いが困難であると当社が判断した場合には、託送供給等約款（2019年12月16日付20191122資第18号認可）18（料金）の規定にかかわらず、当該電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金の料金算定日について、2020年3月および4月料金計算分（料金算定日が2020年3月19日以降となるものに限る。）は、原則として各々5ヶ月間延長し、2020年5月料金計算分は、原則として4ヶ月間延長し、2020年6月料金計算分は、原則として3ヶ月間延長し、2020年7月料金計算分は、原則として2ヶ月間延長し、2020年8月料金計算分は、原則として1ヶ月間延長する。

（実施期間満了日：2020年10月[満了日は検針日ごとに相違]）

附 則

- 1 本供給条件実施の際現に託送供給等約款以外の供給条件（令和 2 年 6 月 24 日付 20200622 資第 8 号認可。以下「旧供給条件」という。）の適用を受けている契約者については、本供給条件の規定を適用する。
- 2 本供給条件の実施にともない、旧供給条件は廃止する。

別 添

託送供給等約款以外の供給条件による 託送供給等を必要とする理由

新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に公共料金の支払いが困難となるお客さまに対して、電気料金の支払期日の延長を行なうよう、2020年3月19日に経済産業省から要請がなされました。

このような状況を踏まえ、一時的に電気料金の支払いが困難となる当社供給区域内の電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる託送供給について、当該電気の利用者に対して電気の供給を行なう契約者からの申出に柔軟に対応するとともに、当該電気の利用者のうち都道府県社会福祉協議会より、一時的な資金の緊急貸付を受けている当該電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金の支払延伸を目的に、当社の供給区域内の電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる託送供給について、2020年3月19日に託送供給等約款以外の供給条件を設定し、認可を受けましたが、新型コロナウイルス感染症の影響が拡大し、2020年4月7日に新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、内閣総理大臣から7都府県を対象に2020年5月6日を期限とした緊急事態宣言が発令され、2020年4月16日に対象が全国に拡大されたことを受けて、更なる支払延伸を目的に託送供給等約款以外の供給条件を設定し、2020年4月24日に認可を受けました。さらに、2020年5月4日に内閣総理大臣から緊急事態宣言の期限を2020年5月31日まで延長する発令がなされたことを受け、一時的に電気料金の支払いが困難となる当社供給区域内の電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる託送供給について、当該電気の利用者に対して電気の供給を行なう契約者からの申出に柔軟に対応するとともに、当該電気の利用者のうち都道

府県社会福祉協議会より、一時的な資金の緊急貸付を受けている当該電気の利用者を需要者とする供給地点等にかかる接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金の更なる支払延伸を目的に、託送供給等約款以外の供給条件を設定し、2020年5月13日に認可を受けました。

その後、2020年5月25日に内閣総理大臣から緊急事態宣言の全面解除が発令されたものの、段階的に社会経済の活動レベルを引き上げることとされている状況を踏まえ、更なる支払延伸を目的に、託送供給等約款以外の供給条件を設定し、2020年6月24日に認可を受けました。

この度、段階的に社会経済の活動レベルが引き上げられている状況であることを踏まえ、引き続き、一時的に電気料金の支払いが困難となる当社供給区域内の電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる託送供給について、当該電気の利用者に対して電気の供給を行なう契約者からの申出に柔軟に対応するとともに、当該電気の利用者のうち都道府県社会福祉協議会より、一時的な資金の緊急貸付を受けている当該電気の利用者、または、新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に電気料金の支払いが困難であると当社が判断した当該電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金の更なる支払延伸を目的に、当社の供給区域内の電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる託送供給について、電気事業法第18条第2項ただし書の規定に基づき、託送供給等約款以外の供給条件を設定したく特例認可申請するものであります。

なお、実施期間満了後の取扱いについては、新型コロナウイルス感染症の影響状況等を鑑み、別途検討いたします。

以 上

託送供給等特例認可申請書

2020 年 7 月 17 日

中国電力ネットワーク株式会社

託送供給等特例認可申請書

企 託 サ 第 14 号

2020 年 7 月 17 日

経済産業大臣

梶 山 弘 志 殿

広島市中区小町4番33号

中国電力ネットワーク株式会社

代表取締役社長 松 岡 秀

電気事業法第18条第2項ただし書の規定により、次のとおり託送供給等約款以外の供給条件により託送供給等を行うことの認可を受けたいので申請します。

供 給 の 種 類			接続供給	備 考
供給の相手方	氏 名（名称）		別紙に記載のとおりであります。	
	住 所		同 上	
	受給 場所	受電場所	同 上	
		供給場所	同 上	
供 給 電 力			同 上	
供 給 電 圧			同 上	
電 気 方 式 及 び 周 波 数			同 上	
料金その他の供給条件の内容			同 上	
供給開始年月日及び有効期間			同 上	

別 紙

託送供給等約款以外の供給条件の内容

新型コロナウイルス感染症の影響による休業および失業等で、都道府県社会福祉協議会より一時的な資金の緊急貸付を受けている当社供給区域内の電気の利用者（当該緊急貸付を受けようとしている電気の利用者を含む。）に対して電気の供給を行なう契約者から一時的に当該電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金の支払いが困難であるとの申出があった場合、または、当社供給区域内の電気の利用者に対して電気の供給を行なう契約者から一時的に当該電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金の支払いが困難であるとの申出があり、当該電気の利用者が新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に電気料金の支払いが困難であると当社が判断した場合には、託送供給等約款（2019年12月16日付け20191122資第18号認可）18（料金）の規定にかかわらず、当該電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金の料金算定日について、2020年3月および4月料金計算分（料金算定日が2020年3月19日以降となるものに限る。）は、原則として各々5ヶ月間延長し、2020年5月料金計算分は、原則として4ヶ月間延長し、2020年6月料金計算分は、原則として3ヶ月間延長し、2020年7月料金計算分は、原則として2ヶ月間延長し、2020年8月料金計算分は、原則として1ヶ月間延長する。

（実施期間満了日：2020年10月[満了日は検針日ごとに相違]）

附 則

- 1 本供給条件実施の際現に託送供給等約款以外の供給条件（2020年6月24日付け20200622資第8号認可。以下「旧供給条件」という。）の適用を受けている契約者については、本供給条件の規定を適用する。
- 2 本供給条件の実施にともない、旧供給条件は廃止する。

以 上

別 添

託送供給等約款以外の供給条件による託送供給等を必要とする理由

新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に公共料金の支払いが困難となるお客さまに対して、電気料金の支払期日の延長を行なうよう、2020年3月19日に経済産業省から要請がなされました。

このような状況を踏まえ、一時的に電気料金の支払いが困難となる当社供給区域内の電気の使用者を需要者とする供給地点にかかる託送供給について、当該電気の使用者に対して電気の供給を行なう契約者からの申出に柔軟に対応するとともに、当該電気の使用者のうち都道府県社会福祉協議会より、一時的な資金の緊急貸付を受けている当該電気の使用者を需要者とする供給地点にかかる接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金の支払延伸を目的に、当社の供給区域内の電気の使用者を需要者とする供給地点にかかる託送供給について、2020年3月19日に託送供給等約款以外の供給条件を設定し、認可を受けましたが、新型コロナウイルス感染症の影響が拡大し、2020年4月7日に新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、内閣総理大臣から7都府県を対象に2020年5月6日を期限とした緊急事態宣言が発令され、2020年4月16日に対象が全国に拡大されたことを受けて、更なる支払延伸を目的に託送供給等約款以外の供給条件を設定し、2020年4月24日に認可を受けました。さらに、2020年5月4日に内閣総理大臣から緊急事態宣言の期限を2020年5月31日まで延長する発令がなされたことを受け、一時的に電気料金の支払いが困難となる当社供給区域内の電気の使用者を需要者とする供給地点にかかる託送供給について、当該電気の使用者に対して電気の供給を行なう契約者からの申出に柔軟に対応するとともに、当該電気の使用者のうち都道府県社会福祉協議会より、一時的な資金の緊急貸付を受けている当該電気の使用者を需要者とする供給地点等にかかる接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金の更なる支払延伸を目的に、託送供給等約款以外の供給条件を設定し、2020年5月13日に認可を受けました。

その後、2020年5月25日に内閣総理大臣から緊急事態宣言の全面解除が発令されたものの、段階的に社会経済の活動レベルを引き上げることとされている状況を踏まえ、更なる支払延伸を目的に、託送供給等約款以外の供給条件を設定し、2020年6月24日に認可を受けました。

この度、段階的に社会経済の活動レベルが引き上げられている状況であることを踏まえ、引き続き、一時的に電気料金の支払いが困難となる当社供給区域内の電気の使用者を需要者とする供給地点にかかる託送供給について、当該電気の使用者に対して電気の供給を行なう契約者からの申出に柔軟に対応するとともに、当該電気の使用者のうち都道府県社会福祉協議会より、一時的な資金の緊急貸付を受けている当該電気の使用者、または、新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に電気料金の支払いが困難であると当社が判断した当該電気の使用者を需要者とする供給地点にかかる接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金の更なる支払延伸を目的に、当社の供給区域内の電気の使用者を需要者とする供給地点にかかる託送供給について、電気事業法第18条第2項ただし書の規定に基づき、託送供給等約款以外の供給条件を設定したく特例認可申請するものであります。

なお、実施期間満了後の取扱いについては、新型コロナウイルス感染症の影響状況等を鑑み、別途検討いたします。

以 上

託送供給等特例認可申請書

令和2年7月17日

四国電力送配電株式会社

託送供給等特例認可申請書

業制発令2第5号
令和2年7月17日

経済産業大臣 梶山 弘志 殿

内 2 番 5 号
記電株式会社
横井 郁

電気事業法第18条第2項ただし書の規定により、次のとおり託送供給等約款以外の供給条件により託送供給等を行うことの認可を受けたいので申請します。

供 給 の 種 類			接続供給	備 考
供給の相手方	氏 名 (名称)		別紙に記載のとおりであります。	
	住 所		同 上	
	受 給 場 所	受電場所	同 上	
		供給場所	同 上	
供 給 電 力			同 上	
供 給 電 圧			同 上	
電 気 方 式 及 び 周 波 数			同 上	
料金その他の供給条件の内容			同 上	
供給開始年月日及び有効期間			同 上	

別 紙

託送供給等約款以外の供給条件の内容

新型コロナウイルス感染症の影響による休業および失業等で、都道府県社会福祉協議会より一時的な資金の緊急貸付を受けている当社供給区域内の電気の使用者（当該緊急貸付を受けようとしている電気の使用者を含みます。）に対して電気の供給を行なう契約者から一時的に当該電気の使用者を需要者とする供給地点にかかる接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金の支払いが困難であるとの申出があった場合、または、当社供給区域内の電気の使用者に対して電気の供給を行なう契約者から一時的に当該電気の使用者を需要者とする供給地点にかかる接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金の支払いが困難であるとの申出があり、当該電気の使用者が新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に電気料金の支払いが困難であると当社が判断した場合には、託送供給等約款（令和元年12月16日付け20191122資第18号認可）18（料金）の規定にかかわらず、当該電気の使用者を需要者とする供給地点にかかる接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金の料金算定日について、令和2年3月および4月料金計算分（料金算定日が令和2年3月19日以降となるものに限る。）は、原則として各々5ヶ月間延長し、令和2年5月料金計算分は、原則として4ヶ月間延長し、令和2年6月料金計算分は、原則として3ヶ月間延長し、令和2年7月料金計算分は、原則として2ヶ月間延長し、令和2年8月料金計算分は、原則として1ヶ月間延長する。

（実施期間満了日：令和2年10月[満了日は検針日ごとに相違]）

附 則

- 1 本供給条件実施の際現に託送供給等約款以外の供給条件（令和2年6月24日付け20200622資第8号認可。以下「旧供給条件」という。）の適用を受けている契約者については、本供給条件の規定を適用する。
- 2 本供給条件の実施にともない、旧供給条件は廃止する。

別 添

託送供給等約款以外の供給条件による託送供給等を必要とする理由

新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に公共料金の支払いが困難となるお客さまに対して、電気料金の支払期日の延長を行なうよう、令和2年3月19日に経済産業省から要請がなされました。

このような状況を踏まえ、一時的に電気料金の支払いが困難となる当社供給区域内の電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる託送供給について、当該電気の利用者に対して電気の供給を行なう契約者からの申出に柔軟に対応するとともに、当該電気の利用者のうち都道府県社会福祉協議会より、一時的な資金の緊急貸付を受けている当該電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金の支払延伸を目的に、当社の供給区域内の電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる託送供給について、令和2年3月19日に託送供給等約款以外の供給条件を設定し、認可を受けましたが、新型コロナウイルス感染症の影響が拡大し、令和2年4月7日に新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、内閣総理大臣から7都府県を対象に令和2年5月6日を期限とした緊急事態宣言が発令され、令和2年4月16日に対象が全国に拡大されたことを受けて、更なる支払延伸を目的に託送供給等約款以外の供給条件を設定し、令和2年4月24日に認可を受けました。さらに、令和2年5月4日に内閣総理大臣から緊急事態宣言の期限を令和2年5月31日まで延長する発令がなされたことを受け、一時的に電気料金の支払いが困難となる当社供給区域内の電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる託送供給について、当該電気の利用者に対して電気の供給を行なう契約者からの申出に柔軟に対応するとともに、当該電気の利用者のうち都道府県社会福祉協議会より、一時的な資金の緊急貸付を受けている当該電気の利用者を需要者とする供給地点等にかかる接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金の更なる支払延伸を目的に、託送供給等約款以外の供給条件を設定し、令和2年5月13日に認可を受けました。

その後、令和2年5月25日に内閣総理大臣から緊急事態宣言の全面解除が発令されたものの、段階的に社会経済の活動レベルを引き上げることとされている状況を踏まえ、更なる支払延伸を目的に、託送供給等約款以外の供給条件を設定し、令和2年6月24日に認可を受けました。

この度、段階的に社会経済の活動レベルが引き上げられている状況であることを踏まえ、引き続き、一時的に電気料金の支払いが困難となる当社供給区域内の電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる託送供給について、当該電気の利用者に対して電気の供給を行なう契約者からの申出に柔軟に対応するとともに、当該電気の利用者のうち都道府県社会福祉協議会より、一時的な資金の緊急貸付を受けている当該電気の利用者、または、新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に電気料金の支払いが困難であると当社が判断した当該電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金の更なる支払延伸を目的に、当社の供給区域内の電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる託送供給について、電気事業法第18条第2項ただし書の規定に基づき、託送供給等約款以外の供給条件を設定したく特例認可申請するものであります。

なお、実施期間満了後の取扱いについては、新型コロナウイルス感染症の影響状況等を鑑み、別途検討いたします。

以 上

託送供給等特例認可申請書

契託制第11号
令和2年7月17日

経済産業大臣 梶山弘志 殿

福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号
九州電力送配電株式会社
代表取締役社長 廣 渡 健

電気事業法第18条第2項ただし書の規定により，次のとおり託送供給等約款以外の供給条件により託送供給等を行うことの認可を受けたいので申請します。

供 給 の 種 類			接 続 供 給		備 考
供給の相手方	氏 名 （ 名 称 ）		別紙に記載のとおりであります。		
	住 所		同 上		
	受 給 場 所	受電場所	同 上		
		供給場所	同 上		
供 給 電 力			同 上		
供 給 電 圧			同 上		
電 気 方 式 及 び 周 波 数			同 上		
料金その他の供給条件の内容			同 上		
供給開始年月日及び有効期間			同 上		

託送供給等約款以外の供給条件の内容

新型コロナウイルス感染症の影響による休業および失業等で、都道府県社会福祉協議会より一時的な資金の緊急貸付を受けている当社供給区域内の電気の利用者（当該緊急貸付を受けようとしている電気の利用者を含む。）に対して電気の供給を行なう契約者から一時的に当該電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金の支払いが困難であるとの申出があった場合、または、当社供給区域内の電気の利用者に対して電気の供給を行なう契約者から一時的に当該電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金の支払いが困難であるとの申出があり、当該電気の利用者が新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に電気料金の支払いが困難であると当社が判断した場合には、託送供給等約款（令和元年12月16日付け20191122資第18号認可。）18（料金）の規定にかかわらず、当該電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金の料金算定日について、令和2年3月および4月料金計算分（料金算定日が令和2年3月19日以降となるものに限る。）は原則として各々5か月間延長し、令和2年5月料金計算分は原則として4か月間延長し、令和2年6月料金計算分は原則として3か月間延長し、令和2年7月料金計算分は原則として2か月間延長し、令和2年8月料金計算分は原則として1か月間延長する。

（実施期間満了日：令和2年10月〔満了日は検針日ごとに相違〕）

附

則

附 則

- 1 本供給条件実施の際現に託送供給等約款以外の供給条件（令和２年６月24日付け20200622資第８号認可。以下「旧供給条件」という。）の適用を受けている契約者については、本供給条件の規定を適用する。
- 2 本供給条件の実施にともない、旧供給条件は廃止する。

(添付書類)

電気事業法施行規則第20条の規定に基づく添付書類

(電気事業法施行規則第20条第1号)

託送供給等約款以外の供給条件による託送供給等を必要とする理由

(電気事業法施行規則第20条第1号)

託送供給等約款以外の供給条件による託送供給等を必要とする理由

託送供給等約款以外の供給条件による託送供給等を必要とする理由

新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に公共料金の支払いが困難となるお客さまに対して、電気料金の支払期日の延長を行なうよう、令和2年3月19日に経済産業省から要請がなされました。

このような状況を踏まえ、一時的に電気料金の支払いが困難となる当社供給区域内の電気の使用者を需要者とする供給地点にかかる託送供給について、当該電気の使用者に対して電気の供給を行なう契約者からの申出に柔軟に対応するとともに、当該電気の使用者のうち都道府県社会福祉協議会より、一時的な資金の緊急貸付を受けている当該電気の使用者を需要者とする供給地点にかかる接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金の支払延伸を目的に、当社の供給区域内の電気の使用者を需要者とする供給地点にかかる託送供給について、令和2年3月19日に託送供給等約款以外の供給条件を設定し、認可を受けましたが、新型コロナウイルス感染症の影響が拡大し、令和2年4月7日に新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、内閣総理大臣から7都府県を対象に令和2年5月6日を期限とした緊急事態宣言が発令され、令和2年4月16日に対象が全国に拡大されたことを受けて、更なる支払延伸を目的に託送供給等約款以外の供給条件を設定し、令和2年4月24日に認可を受けました。さらに、令和2年5月4日に内閣総理大臣から緊急事態宣言の期限を令和2年5月31日まで延長する発令がなされたことを受け、一時的に電気料金の支払いが困難となる当社供給区域内の電気の使用者を需要者とする供給地点にかかる託送供給について、当該電気の使用者に対して電気の供給を行なう契約者からの申出に柔軟に対応するとともに、当該電気の使用者のうち都道府県社会福祉協議会より、一時的な資金の緊急貸付を受けている当該電気の使用者を需要者とする供給地点等にかかる接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金の更なる支払延伸を目的に、託送供給等約款以外の供給条件を設定し、令和2年5月13日に認可を受けました。

その後、令和2年5月25日に内閣総理大臣から緊急事態宣言の全面解除が発令されたものの、段階的に社会経済の活動レベルを引き上げることとされている状況を踏まえ、更なる支払延伸を目的に、託送供給等約款以外の供給条件を設定し、令和2年6月24日に認可を受けました。

この度、段階的に社会経済の活動レベルが引き上げられている状況であることを踏まえ、引き続き、一時的に電気料金の支払いが困難となる当社供給区域内の電気の使用者を需要者とする供給地点にかかる託送供給について、当該電気の使用者に対して電気の供給を行なう契約者からの申出に柔軟に対応するとともに、当該電気の使用者のうち都道府県社会福祉協議会より、一時的な資金の緊急貸付を受けている当該電気の使用者、または、新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に電気料金の支払いが困難であると当社が判断した当該電気の使用者を需要者とする供給地点にかかる接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金の更なる支払延伸を目的に、当社の供給区域内の電気の使用者を需要者とする供給地点にかかる託送供給について、電気事業法第18条第2項ただし書の規定に基づき、託送供給等約款以外の供給条件を設定したく特例認可申請するものであります。

なお、実施期間満了後の取扱いについては、新型コロナウイルス感染症の影響状況等に鑑み、別途検討いたします。

以 上

託送供給等特例認可申請書

令和2年7月17日

沖縄電力株式会社

託送供給等特例認可申請書

沖電送送統発第6号
令和2年7月17日

経済産業大臣 梶山 弘志 殿

沖縄県浦添市牧港五丁目
沖縄電力株式会社
代表取締役 本永 浩
社長

電気事業法第18条第2項ただし書の規定により、次のとおり託送供給等約款以外の供給条件により託送供給等を行うことの認可を受けたいので申請します。

供給の種類			接続供給	備考
供給の相手方	氏名（名称）		別紙に記載のとおりであります。	—
	住所		同上	—
	受給場所	受電場所	同上	—
		供給場所	同上	—
供給電力			同上	—
供給電圧			同上	—
電気方式及び周波数			同上	—
料金その他の供給条件の内容			同上	—
供給開始年月日及び有効期間			同上	—

別 紙

託送供給等約款以外の供給条件の内容

新型コロナウイルス感染症の影響による休業および失業等で、都道府県社会福祉協議会より一時的な資金の緊急貸付を受けている当社供給区域内の電気の利用者（当該緊急貸付を受けようとしている電気の利用者を含みます。）に対して電気の供給を行なう契約者から一時的に当該電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金の支払いが困難であるとの申出があった場合、または、当社供給区域内の電気の利用者に対して電気の供給を行なう契約者から一時的に当該電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金の支払いが困難であるとの申出があり、当該電気の利用者が新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に電気料金の支払いが困難であると当社が判断した場合には、託送供給等約款（令和元年12月16日付け20191122資第18号認可）18（料金）の規定にかかわらず、当該電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金の料金算定日について、令和2年3月および4月料金計算分（料金算定日が令和2年3月19日以降となるものに限る。）は、原則として各々5ヶ月間延長し、令和2年5月料金計算分は、原則として4ヶ月間延長し、令和2年6月料金計算分は、原則として3ヶ月間延長し、令和2年7月料金計算分は、原則として2ヶ月間延長し、令和2年8月料金計算分は、原則として1ヶ月間延長する。

（実施期間満了日：令和2年10月〔満了日は検針日ごとに相違〕）

附 則

- 1 本供給条件実施の際現に託送供給等約款以外の供給条件（令和2年6月24日付け20200622資第8号認可。以下「旧供給条件」という。）の適用を受けている契約者については、本供給条件の規定を適用する。
- 2 本供給条件の実施にともない、旧供給条件は廃止する。

別 添

託送供給等約款以外の供給条件による託送供給等を必要とする理由

新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に公共料金の支払いが困難となるお客さまに対して、電気料金の支払期日の延長を行なうよう、令和2年3月19日に経済産業省から要請がなされました。

このような状況を踏まえ、一時的に電気料金の支払いが困難となる当社供給区域内の電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる託送供給について、当該電気の利用者に対して電気の供給を行なう契約者からの申出に柔軟に対応するとともに、当該電気の利用者のうち都道府県社会福祉協議会より、一時的な資金の緊急貸付を受けている当該電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金の支払延伸を目的に、当社の供給区域内の電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる託送供給について、令和2年3月19日に託送供給等約款以外の供給条件を設定し、認可を受けましたが、新型コロナウイルス感染症の影響が拡大し、令和2年4月7日に新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、内閣総理大臣から7都府県を対象に令和2年5月6日を期限とした緊急事態宣言が発令され、令和2年4月16日に対象が全国に拡大されたことを受けて、更なる支払延伸を目的に託送供給等約款以外の供給条件を設定し、令和2年4月24日に認可を受けました。さらに、令和2年5月4日に内閣総理大臣から緊急事態宣言の期限を令和2年5月31日まで延長する発令がなされたことを受け、一時的に電気料金の支払いが困難となる当社供給区域内の電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる託送供給について、当該電気の利用者に対して電気の供給を行なう契約者からの申出に柔軟に対応するとともに、当該電気の利用者のうち都道府県社会福祉協議会より、一時的な資金の緊急貸付を受けている当該電気の利用者を需要者とする供給地点等にかかる接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金の更なる支払延伸を目的に、託送供給等約款以外の供給条件を設定し、令和2年5月13日に認可を受けました。

その後、令和2年5月25日に内閣総理大臣から緊急事態宣言の全面解除が発令されたものの、段階的に社会経済の活動レベルを引き上げることとされている状況を踏まえ、更なる支払延伸を目的に、託送供給等約款以外の供給条件を設定し、令和2年6月24日に認可を受けました。

この度、段階的に社会経済の活動レベルが引き上げられている状況であるこ

別 添

とを踏まえ、引き続き、一時的に電気料金の支払いが困難となる当社供給区域内の電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる託送供給について、当該電気の利用者に対して電気の供給を行なう契約者からの申出に柔軟に対応するとともに、当該電気の利用者のうち都道府県社会福祉協議会より、一時的な資金の緊急貸付を受けている当該電気の利用者、または、新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に電気料金の支払いが困難であると当社が判断した当該電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金の更なる支払延伸を目的に、当社の供給区域内の電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる託送供給について、電気事業法第18条第2項ただし書の規定に基づき、託送供給等約款以外の供給条件を設定したく特例認可申請するものであります。

なお、実施期間満了後の取扱いについては、新型コロナウイルス感染症の影響状況等を鑑み、別途検討いたします。

以 上

経済産業省

官 印 省 略
20200717資第34号
令和2年7月17日

電力・ガス取引監視等委員会委員長 殿

経済産業大臣

離島供給約款以外の供給条件の承認について

電気事業法（昭和39年法律第170号）第66条の11第1項第9号の規定に基づき、別添の申請に係る同法第21条第2項ただし書に規定する離島供給約款以外の供給条件の承認について、貴委員会の意見を求めます。

離島供給特例承認申請書

令和2年7月17日

北海道電力ネットワーク株式会社

離島供給特例承認申請書

北 ネ 業 託 第 11 号
令和 2 年 7 月 17 日

経済産業大臣 梶山 弘志 殿

札幌市中央 2 番地
北海道電 式会
代表 裕

電気事業法第 21 条第 2 項ただし書の規定により、次のとおり離島供給約款以外の供給条件の承認を受けたいので申請します。

料金その他の供給条件の内容	別紙に記載のとおりであります。
実施期日及び実施期間	同 上

離島供給約款以外の供給条件の内容

新型コロナウイルス感染症の影響による休業および失業等で、都道府県社会福祉協議会より一時的な資金の緊急貸付を受けている当社供給区域内のお客さま（当該緊急貸付を受けようとしているお客さまを含みます。）から一時的に電気料金の支払いが困難であるとの申出があった場合、または、当社供給区域内のお客さまから申出があり、新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に電気料金の支払いが困難であると当社が判断した場合については、離島供給約款（令和元年8月28日届出）における料金の支払義務および支払期日の規定にかかわらず、電気料金の支払期日について、令和2年3月分および4月分（支払義務発生日が令和2年3月19日以降となるものに限る。）は、原則として各々5ヶ月間延長し、令和2年5月分は、原則として4ヶ月間延長し、令和2年6月分は、原則として3ヶ月間延長し、令和2年7月分は、原則として2ヶ月間延長し、令和2年8月分は、原則として1ヶ月間延長する。

（実施期間満了日：令和2年10月[満了日は検針日ごとに相違]）

附 則

- 1 本供給条件実施の際現に離島供給約款以外の供給条件（令和2年6月24日付け20200622資第19号承認。以下「旧供給条件」という。）の適用を受けているお客さまについては、本供給条件の規定を適用する。
- 2 本供給条件の実施にともない、旧供給条件は廃止する。

(添付書類)

電気事業法施行規則第32条の規定に基づく添付書類

(電気事業法施行規則第32条第1号)

離島供給約款以外の供給条件による離島供給を必要とする理由

(電気事業法施行規則第32条第1号)

離島供給約款以外の供給条件による離島供給を必要とする理由

離島供給約款以外の供給条件による離島供給を必要とする理由

新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に公共料金の支払いが困難となるお客さまに対して、電気料金の支払期日の延長を行なうよう、令和2年3月19日に経済産業省から要請がなされました。

このような状況を踏まえ、一時的に電気料金の支払いが困難となるお客さまからの申出に柔軟に対応するとともに、当該お客さまのうち都道府県社会福祉協議会より、一時的な資金の緊急貸付を受けているお客さまの電気料金の支払延伸を目的に、当社の供給区域内の需要場所における電気の使用に対し、令和2年3月19日に離島供給約款以外の供給条件を設定し、承認を受けましたが、新型コロナウイルス感染症の影響が拡大し、令和2年4月7日に新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、内閣総理大臣から7都府県を対象に令和2年5月6日を期限とした緊急事態宣言が発令され、令和2年4月16日に対象が全国に拡大されたことを受けて、更なる支払延伸を目的に離島供給約款以外の供給条件を設定し、令和2年4月24日に承認を受けました。さらに、令和2年5月4日に内閣総理大臣から緊急事態宣言の期限を令和2年5月31日まで延長する発令がなされたことを受け、一時的に電気料金の支払いが困難となるお客さまからの申出に柔軟に対応するとともに、当該お客さまのうち都道府県社会福祉協議会より、一時的な資金の緊急貸付を受けているお客さま等の電気料金の更なる支払延伸を目的に、離島供給約款以外の供給条件を設定し、令和2年5月13日に承認を受けました。

その後、令和2年5月25日に内閣総理大臣から緊急事態宣言の全面解除が発令されたものの、段階的に社会経済の活動レベルを引き上げることとされている状況を踏まえ、更なる支払延伸を目的に離島供給約款以外の供給条件を設定し、令和2年6月24日に承認を受けました。

この度、段階的に社会経済の活動レベルが引き上げられている状況であることを踏まえ、引き続き、一時的に電気料金の支払いが困難となるお客さまからの申出に柔軟に対応するとともに、当該お客さまのうち都道府県社会福祉協議会より、一時的な資金の緊急貸付を受けているお客さま、または、新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に電気料金の支払いが困難であると当社が判断したお客さまの電気料金の更なる支払延伸を目的に、当社の供給区域内の需要場所における電気の使用に対し、電気事業法第21条第2項ただし書の規定に基づき、離島供給約款以外の供給条件を設定したく特例承認申請するものであります。

なお、実施期間満了後の取扱いについては、新型コロナウイルス感染症の影響状況等を鑑み、別途検討いたします。

以 上

離島供給特例承認申請書

2020 年 7 月 17 日

東北電力ネットワーク株式会社

離島供給特例承認申請書

東北電NWNWサ企第9号

2020年7月17日

経済産業大臣 梶山 弘志 殿

仙台市青葉区本町一丁目7番1号

東北電力ネットワーク株式会

取締役社長 坂本 光

電気事業法第21条第2項ただし書の規定により、次のとおり離島供給約款以外の供給条件の承認を受けたいので申請します。

料金その他の供給条件	別紙に記載のとおりであります。
実施期日及び実施期間	同上

別 紙

離島供給約款以外の供給条件の内容

新型コロナウイルス感染症の影響による休業および失業等で、都道府県社会福祉協議会より一時的な資金の緊急貸付を受けている当社供給区域内のお客さま（当該緊急貸付を受けようとしているお客さまを含みます。）から一時的に電気料金の支払いが困難であるとの申出があった場合、または、当社供給区域内のお客さまから申出があり、新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に電気料金の支払いが困難であると当社が判断した場合については、離島供給約款（2020年1月31日届出）における料金の支払義務および支払期日の規定にかかわらず、電気料金の支払期日について、2020年3月分および4月分（支払義務発生日が2020年3月19日以降となるものに限る。）は、原則として各々5ヶ月間延長し、2020年5月分は、原則として4ヶ月間延長し、2020年6月分は、原則として3ヶ月間延長し、2020年7月分は、原則として2ヶ月間延長し、2020年8月分は、原則として1ヶ月間延長する。

（実施期間満了日：2020年10月〔満了日は検針日ごとに相違〕）

附 則

- 1 本供給条件実施の際現に離島供給約款以外の供給条件（令和2年6月24日付け20200622資第19号承認。以下「旧供給条件」という。）の適用を受けているお客さまについては、本供給条件の規定を適用する。
- 2 本供給条件の実施にともない、旧供給条件は廃止する。

離島供給約款以外の供給条件による離島供給を必要とする理由

新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に公共料金の支払いが困難となるお客さまに対して、電気料金の支払期日の延長を行なうよう、2020年3月19日に経済産業省から要請がなされました。

このような状況を踏まえ、一時的に電気料金の支払いが困難となるお客さまからの申出に柔軟に対応するとともに、当該お客さまのうち都道府県社会福祉協議会より、一時的な資金の緊急貸付を受けているお客さまの電気料金の支払延伸を目的に、当社の供給区域内の需要場所における電気の使用に対し、2020年3月19日に離島供給約款以外の供給条件を設定し、承認を受けましたが、新型コロナウイルス感染症の影響が拡大し、2020年4月7日に新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、内閣総理大臣から7都府県を対象に2020年5月6日を期限とした緊急事態宣言が発令され、2020年4月16日に対象が全国に拡大されたことを受けて、更なる支払延伸を目的に離島供給約款以外の供給条件を設定し、2020年4月24日に承認を受けました。さらに、2020年5月4日に内閣総理大臣から緊急事態宣言の期限を2020年5月31日まで延長する発令がなされたことを受け、一時的に電気料金の支払いが困難となるお客さまからの申出に柔軟に対応するとともに、当該お客さまのうち都道府県社会福祉協議会より、一時的な資金の緊急貸付を受けているお客さま等の電気料金の更なる支払延伸を目的に、離島供給約款以外の供給条件を設定し、2020年5月13日に承認を受けました。

その後、2020年5月25日に内閣総理大臣から緊急事態宣言の全面解除が発令されたものの、段階的に社会経済の活動レベルを引き上げることとされている状況を踏まえ、更なる支払延伸を目的に離島供給約款以外の供給条件を設定し、2020年6月24日に承認を受けました。

この度、段階的に社会経済の活動レベルが引き上げられている状況であることを踏まえ、引き続き、一時的に電気料金の支払いが困難となるお客さまからの申出に柔軟に対応するとともに、当該お客さまのうち都道府県社会福祉協議会より、一時的な資金の緊急貸付を受けているお客さま、または、新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に電気料金の支払いが困難であると当社が

判断したお客さまの電気料金の更なる支払延伸を目的に、当社の供給区域内の
需要場所における電気の使用に対し、電気事業法第21条第2項ただし書の規定
に基づき、離島供給約款以外の供給条件を設定したく、特例承認申請するもので
あります。

なお、実施期間満了後の取扱いについては、新型コロナウイルス感染症の影響
状況等を鑑み、別途検討いたします。

以 上

離島供給特例承認申請書

令和2年7月17日

東京電力パワーグリッド株式会社

離島供給特例承認申請書

経料発2第11号
令和2年7月17日

経済産業大臣 梶山弘志 殿

東京都千代田区内幸町1丁目1番3号
東京電力パワーグリッド株式会社
代表取締役社長 金子 禎 氏

電気事業法第21条第2項ただし書の規定により、次のとおり離島供給約款以外の供給条件の承認を受けたいので申請します。

料金その他の供給条件	別紙に記載のとおりであります。
実施期日及び実施期間	同上

別 紙

離島供給約款以外の供給条件の内容

新型コロナウイルス感染症の影響による休業および失業等で、都道府県社会福祉協議会より一時的な資金の緊急貸付を受けている当社供給区域内のお客さま（当該緊急貸付を受けようとしているお客さまを含みます。）から一時的に電気料金の支払いが困難であるとの申出があった場合、または、当社供給区域内のお客さまから申出があり、新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に電気料金の支払いが困難であると当社が判断した場合については、離島供給約款（令和元年9月2日届出）における料金の支払義務および支払期日の規定にかかわらず、電気料金の支払期日について、令和2年3月分および4月分（支払義務発生日が令和2年3月19日以降となるものに限る。）は、原則として各々5ヶ月間延長し、令和2年5月分は、原則として4ヶ月間延長し、令和2年6月分は、原則として3ヶ月間延長し、令和2年7月分は、原則として2ヶ月間延長し、令和2年8月分は、原則として1ヶ月間延長する。

（実施期間満了日：令和2年10月〔満了日は検針日ごとに相違〕）

附 則

- 1 本供給条件実施の際現に離島供給約款以外の供給条件（令和2年6月24日付け20200622 資第19号承認。以下「旧供給条件」という。）の適用を受けているお客さまについては、本供給条件の規定を適用する。
- 2 本供給条件の実施にともない、旧供給条件は廃止する。

別 添

離島供給約款以外の供給条件による離島供給を必要とする理由

新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に公共料金の支払いが困難となるお客さまに対して、電気料金の支払期日の延長を行なうよう、令和2年3月19日に経済産業省から要請がなされました。

このような状況を踏まえ、一時的に電気料金の支払いが困難となるお客さまからの申出に柔軟に対応するとともに、当該お客さまのうち都道府県社会福祉協議会より、一時的な資金の緊急貸付を受けているお客さまの電気料金の支払延伸を目的に、当社の供給区域内の需要場所における電気の使用に対し、令和2年3月19日に離島供給約款以外の供給条件を設定し、承認を受けましたが、新型コロナウイルス感染症の影響が拡大し、令和2年4月7日に新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、内閣総理大臣から7都府県を対象に令和2年5月6日を期限とした緊急事態宣言が発令され、令和2年4月16日に対象が全国に拡大されたことを受けて、更なる支払延伸を目的に離島供給約款以外の供給条件を設定し、令和2年4月24日に承認を受けました。さらに、令和2年5月4日に内閣総理大臣から緊急事態宣言の期限を令和2年5月31日まで延長する発令がなされたことを受け、一時的に電気料金の支払いが困難となるお客さまからの申出に柔軟に対応するとともに、当該お客さまのうち都道府県社会福祉協議会より、一時的な資金の緊急貸付を受けているお客さま等の電気料金の更なる支払延伸を目的に、離島供給約款以外の供給条件を設定し、令和2年5月13日に承認を受けました。

その後、令和2年5月25日に内閣総理大臣から緊急事態宣言の全面解除が発令されたものの、段階的に社会経済の活動レベルを引き上げることとされている状況を踏まえ、更なる支払延伸を目的に離島供給約款以外の供給条件を設定し、令和2年6月24日に承認を受けました。

この度、段階的に社会経済の活動レベルが引き上げられている状況であることとを踏まえ、引き続き、一時的に電気料金の支払いが困難となるお客さまからの申出に柔軟に対応するとともに、当該お客さまのうち都道府県社会福祉協議会より、一時的な資金の緊急貸付を受けているお客さま、または、新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に電気料金の支払いが困難であると当社が判断したお客さまの電気料金の更なる支払延伸を目的に、当社の供給区域内の需要場所における電気の使用に対し、電気事業法第21条第2項ただし書の規定に基づき、離島供給約款以外の供給条件を設定したく特例承認申請するものがあります。

なお、実施期間満了後の取扱いについては、新型コロナウイルス感染症の影響状況等を鑑み、別途検討いたします。

離島供給特例承認申請書

2020 年 7 月 17 日

北陸電力送配電株式会社

離島供給特例承認申請書

託サ 第 10 号
2020 年 7 月 17 日

経済産業大臣 梶山 弘志 殿

富山市 号
北陸電 会社
代表 水野 弘

電気事業法第 21 条第 2 項ただし書の規定により、次のとおり離島供給約款以外の供給条件の承認を受けたいので申請します。

料金その他の供給条件	別紙に記載のとおりであります。
実施期日及び実施期間	同上

別 紙

離島供給約款以外の供給条件の内容

新型コロナウイルス感染症の影響による休業および失業等で、都道府県社会福祉協議会より一時的な資金の緊急貸付を受けている当社供給区域内のお客さま（当該緊急貸付を受けようとしているお客さまを含みます。）から一時的に電気料金の支払いが困難であるとの申出があった場合、または、当社供給区域内のお客さまから申出があり、新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に電気料金の支払いが困難であると当社が判断した場合については、離島供給約款（2019年8月29日届出）における料金の支払義務および支払期日の規定にかかわらず、電気料金の支払期日について、2020年3月分および4月分（支払義務発生日が2020年3月19日以降となるものに限る。）は、原則として各々5ヶ月間延長し、2020年5月分は、原則として4ヶ月間延長し、2020年6月分は、原則として3ヶ月間延長し、2020年7月分は、原則として2ヶ月間延長し、2020年8月分は、原則として1ヶ月間延長する。

（実施期間満了日：2020年10月[満了日は検針日ごとに相違]）

附 則

- 1 本供給条件実施の際現に離島供給約款以外の供給条件（令和2年6月24日付け20200622資第19号承認。以下「旧供給条件」という。）の適用を受けているお客さまについては、本供給条件の規定を適用する。
- 2 本供給条件の実施にともない、旧供給条件は廃止する。

別 添

離島供給約款以外の供給条件による離島供給を必要とする理由

新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に公共料金の支払いが困難となるお客さまに対して、電気料金の支払期日の延長を行なうよう、2020年3月19日に経済産業省から要請がなされました。

このような状況を踏まえ、一時的に電気料金の支払いが困難となるお客さまからの申出に柔軟に対応するとともに、当該お客さまのうち都道府県社会福祉協議会より、一時的な資金の緊急貸付を受けているお客さまの電気料金の支払延伸を目的に、当社の供給区域内の需要場所における電気の使用に対し、2020年3月19日に離島供給約款以外の供給条件を設定し、承認を受けましたが、新型コロナウイルス感染症の影響が拡大し、2020年4月7日に新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、内閣総理大臣から7都府県を対象に2020年5月6日を期限とした緊急事態宣言が発令され、2020年4月16日に対象が全国に拡大されたことを受けて、更なる支払延伸を目的に離島供給約款以外の供給条件を設定し、2020年4月24日に承認を受けました。さらに、2020年5月4日に内閣総理大臣から緊急事態宣言の期限を2020年5月31日まで延長する発令がなされたことを受け、一時的に電気料金の支払いが困難となるお客さまからの申出に柔軟に対応するとともに、当該お客さまのうち都道府県社会福祉協議会より、一時的な資金の緊急貸付を受けているお客さま等の電気料金の更なる支払延伸を目的に、離島供給約款以外の供給条件を設定し、2020年5月13日に承認を受けました。

その後、2020年5月25日に内閣総理大臣から緊急事態宣言の全面解除が発令されたものの、段階的に社会経済の活動レベルを引き上げることとされている状況を踏まえ、更なる支払延伸を目的に離島供給約款以外の供給条件を設定し、2020年6月24日に承認を受けました。

この度、段階的に社会経済の活動レベルが引き上げられている状況であることを踏まえ、引き続き、一時的に電気料金の支払いが困難となるお客さまからの申出に柔軟に対応するとともに、当該お客さまのうち都道府県社会福祉協議会より、一時的な資金の緊急貸付を受けているお客さま、または、新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に電気料金の支払いが困難であると当社が判断したお客さまの電気料金の更なる支払延伸を目的に、当社の供給区域内の需要場所における電気の使用に対し、電気事業法第21条第2項ただし書の規定に基づき、離島供給約款以外の供給条件を設定したく特例承認申請するものであります。

なお、実施期間満了後の取扱いについては、新型コロナウイルス感染症の影響状況等を鑑み、別途検討いたします。

以 上

離島供給特例承認申請書

2020 年 7 月 17 日

中国電力ネットワーク株式会社

離島供給特例承認申請書

企 託 サ 第 15 号

2020 年 7 月 17 日

経済産業大臣

梶 山 弘 志 殿

広島市中区小町4番33号

中国電力ネットワーク株式会社

代表取締役社長 松 岡 秀

電気事業法第21条第2項ただし書の規定により、次のとおり離島供給約款以外の供給条件の承認を受けたいので申請します。

料 金 そ の 他 の 供 給 条 件 の 内 容	別紙に記載のとおりであります。
実 施 期 日 及 び 実 施 期 間	同 上

別 紙

離島供給約款以外の供給条件の内容

新型コロナウイルス感染症の影響による休業および失業等で、都道府県社会福祉協議会より一時的な資金の緊急貸付を受けている当社供給区域内のお客さま（当該緊急貸付を受けようとしているお客さまを含む。）から一時的に電気料金の支払いが困難であるとの申出があった場合、または、当社供給区域内のお客さまから申出があり、新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に電気料金の支払いが困難であると当社が判断した場合については、離島供給約款（2019年8月28日届出）における料金の支払義務および支払期日の規定にかかわらず、電気料金の支払期日について、2020年3月分および4月分（支払義務発生日が2020年3月19日以降となるものに限る。）は、原則として各々5ヶ月間延長し、2020年5月分は、原則として4ヶ月間延長し、2020年6月分は、原則として3ヶ月間延長し、2020年7月分は、原則として2ヶ月間延長し、2020年8月分は、原則として1ヶ月間延長する。

（実施期間満了日：2020年10月[満了日は検針日ごとに相違]）

附 則

- 1 本供給条件実施の際現に離島供給約款以外の供給条件（2020年6月24日付け20200622資第19号承認。以下「旧供給条件」という。）の適用を受けているお客さまについては、本供給条件の規定を適用する。
- 2 本供給条件の実施にともない、旧供給条件は廃止する。

以 上

別 添

離島供給約款以外の供給条件による離島供給を必要とする理由

新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に公共料金の支払いが困難となるお客さまに対して、電気料金の支払期日の延長を行なうよう、2020年3月19日に経済産業省から要請がなされました。

このような状況を踏まえ、一時的に電気料金の支払いが困難となるお客さまからの申出に柔軟に対応するとともに、当該お客さまのうち都道府県社会福祉協議会より、一時的な資金の緊急貸付を受けているお客さまの電気料金の支払延伸を目的に、当社の供給区域内の需要場所における電気の使用に対し、2020年3月19日に離島供給約款以外の供給条件を設定し、承認を受けましたが、新型コロナウイルス感染症の影響が拡大し、2020年4月7日に新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、内閣総理大臣から7都府県を対象に2020年5月6日を期限とした緊急事態宣言が発令され、2020年4月16日に対象が全国に拡大されたことを受けて、更なる支払延伸を目的に離島供給約款以外の供給条件を設定し、2020年4月24日に承認を受けました。さらに、2020年5月4日に内閣総理大臣から緊急事態宣言の期限を2020年5月31日まで延長する発令がなされたことを受け、一時的に電気料金の支払いが困難となるお客さまからの申出に柔軟に対応するとともに、当該お客さまのうち都道府県社会福祉協議会より、一時的な資金の緊急貸付を受けているお客さま等の電気料金の更なる支払延伸を目的に、離島供給約款以外の供給条件を設定し、2020年5月13日に承認を受けました。

その後、2020年5月25日に内閣総理大臣から緊急事態宣言の全面解除が発令されたものの、段階的に社会経済の活動レベルを引き上げることとされている状況を踏まえ、更なる支払延伸を目的に離島供給約款以外の供給条件を設定し、2020年6月24日に承認を受けました。

この度、段階的に社会経済の活動レベルが引き上げられている状況であることを踏まえ、引き続き、一時的に電気料金の支払いが困難となるお客さまからの申出に柔軟に対応するとともに、当該お客さまのうち都道府県社会福祉協議会より、一時的な資金の緊急貸付を受けているお客さま、または、新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に電気料金の支払いが困難であると当社が判断したお客さまの電気料金の更なる支払延伸を目的に、当社の供給区域内の需要場所における電気の使用に対し、電気事業法第21条第2項ただし書の規定に基づき、離島供給約款以外の供給条件を設定したく特例承認申請するものであります。

なお、実施期間満了後の取扱いについては、新型コロナウイルス感染症の影響状況等を鑑み、別途検討いたします。

以 上

離島供給特例承認申請書

契託制第12号
令和2年7月17日

経済産業大臣 梶山弘志 殿

福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号

九州電力送配電株式会社

代表取締役社長 廣 渡 俊

電気事業法第21条第2項ただし書の規定により，次のとおり離島供給約款以外の供給条件の承認を受けたいので申請します。

料金その他の 供給条件	別紙に記載のとおりであります。
実施期日 及び実施期間	同上

離島供給約款以外の供給条件の内容

新型コロナウイルス感染症の影響による休業および失業等で、都道府県社会福祉協議会より一時的な資金の緊急貸付を受けている当社供給区域内のお客さま（当該緊急貸付を受けようとしているお客さまを含む。）から一時的に電気料金の支払いが困難であるとの申出があった場合、または、当社供給区域内のお客さまから申出があり、新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に電気料金の支払いが困難であると当社が判断した場合については、離島供給約款（令和元年8月28日付け届出。）における料金の支払義務および支払期日の規定にかかわらず、電気料金の支払期日について、令和2年3月分および4月分（支払義務発生日が令和2年3月19日以降となるものに限る。）は原則として各々5か月間延長し、令和2年5月分は原則として4か月間延長し、令和2年6月分は原則として3か月間延長し、令和2年7月分は原則として2か月間延長し、令和2年8月分は原則として1か月間延長する。

（実施期間満了日：令和2年10月〔満了日は検針日ごとに相違〕）

附

則

附 則

- 1 本供給条件実施の際現に離島供給約款以外の供給条件（令和2年6月24日付け20200622資第19号承認。以下「旧供給条件」という。）の適用を受けているお客さまについては、本供給条件の規定を適用する。
- 2 本供給条件の実施にともない、旧供給条件は廃止する。

(添付書類)

電気事業法施行規則第32条の規定に基づく添付書類

(電気事業法施行規則第32条第1号)

離島供給約款以外の供給条件による離島供給を必要とする理由

(電気事業法施行規則第32条第1号)

離島供給約款以外の供給条件による離島供給を必要とする理由

離島供給約款以外の供給条件による離島供給を必要とする理由

新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に公共料金の支払いが困難となるお客さまに対して、電気料金の支払期日の延長を行なうよう、令和2年3月19日に経済産業省から要請がなされました。

このような状況を踏まえ、一時的に電気料金の支払いが困難となるお客さまからの申出に柔軟に対応するとともに、当該お客さまのうち都道府県社会福祉協議会より、一時的な資金の緊急貸付を受けているお客さまの電気料金の支払延伸を目的に、当社供給区域内の需要場所における電気の使用に対し、令和2年3月19日に離島供給約款以外の供給条件を設定し、承認を受けましたが、新型コロナウイルス感染症の影響が拡大し、令和2年4月7日に新型コロナウイルス等対策特別措置法に基づき、内閣総理大臣から7都府県を対象に令和2年5月6日を期限とした緊急事態宣言が発令され、令和2年4月16日に対象が全国に拡大されたことを受けて、更なる支払延伸を目的に離島供給約款以外の供給条件を設定し、令和2年4月24日に承認を受けました。さらに、令和2年5月4日に内閣総理大臣から緊急事態宣言の期限を令和2年5月31日まで延長する発令がなされたことを受け、一時的に電気料金の支払いが困難となるお客さまからの申出に柔軟に対応するとともに、当該お客さまのうち都道府県社会福祉協議会より、一時的な資金の緊急貸付を受けているお客さま等の電気料金の更なる支払延伸を目的に、離島供給約款以外の供給条件を設定し、令和2年5月13日に承認を受けました。

その後、令和2年5月25日に内閣総理大臣から緊急事態宣言の全面解除が発令されたものの、段階的に社会経済の活動レベルを引き上げることとされている状況を踏まえ、更なる支払延伸を目的に離島供給約款以外の供給条件を設定し、令和2年6月24日に承認を受けました。

この度、段階的に社会経済の活動レベルが引き上げられている状況であることを踏まえ、引き続き、一時的に電気料金の支払いが困難となるお客さまからの申出に柔軟に対応するとともに、当該お客さまのうち都道府県社会福祉協議会より、一時的な資金の緊急貸付を受けているお客さま、または、新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に電気料金の支払いが困難であると当社が判断したお客さまの電気料金の更なる支払延伸を目的に、当社供給区域内の需要場所における電気の使用に対し、電気事業法第21条第2項ただし書の規定に基づき、離島供給約款以外の供給条件を設定したく特例承認申請するものであります。

なお、実施期間満了後の取扱いについては、新型コロナウイルス感染症の影響状況等に鑑み、別途検討いたします。

以 上

離島供給特例承認申請書

令和 2 年 7 月 17 日

沖縄電力株式会社

離島供給特例承認申請書

沖電離離企発第 7 号
令和 2 年 7 月 17 日

経済産業大臣 梶山 弘志 殿

沖縄県浦添市牧港五丁目
沖 縄 電 力 株 式 会
代表取締役 本 永 浩
社 長

電気事業法第 21 条第 2 項ただし書の規定により、次のとおり離島供給約款以外の供給条件の承認を受けたいので申請します。

料金その他の供給条件の内容	別紙に記載のとおりであります。
実施期日及び実施期間	同 上

別 紙

離島供給約款以外の供給条件の内容

新型コロナウイルス感染症の影響による休業および失業等で、都道府県社会福祉協議会より一時的な資金の緊急貸付を受けている当社供給区域内のお客さま（当該緊急貸付を受けようとしているお客さまを含みます。）から一時的に電気料金の支払いが困難であるとの申出があった場合、または、当社供給区域内のお客さまから申出があり、新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に電気料金の支払いが困難であると当社が判断した場合については、離島供給約款（沖電離離企発第7号令和元年8月29日届出）における料金の支払義務および支払期日の規定にかかわらず、電気料金の支払期日について、令和2年3月分および4月分（支払義務発生日が令和2年3月19日以降となるものに限る。）は、原則として各々5ヶ月間延長し、令和2年5月分は、原則として4ヶ月間延長し、令和2年6月分は、原則として3ヶ月間延長し、令和2年7月分は、原則として2ヶ月間延長し、令和2年8月分は、原則として1ヶ月間延長する。

（実施期間満了日：令和2年10月[満了日は検針日ごとに相違]）

附 則

- 1 本供給条件実施の際現に離島供給約款以外の供給条件（令和2年6月24日付け20200622資第19号承認。以下「旧供給条件」という。）の適用を受けているお客さまについては、本供給条件の規定を適用する。
- 2 本供給条件の実施にともない、旧供給条件は廃止する。

別 添

離島供給約款以外の供給条件による離島供給を必要とする理由

新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に公共料金の支払いが困難となるお客さまに対して、電気料金の支払期日の延長を行なうよう、令和2年3月19日に経済産業省から要請がなされました。

このような状況を踏まえ、一時的に電気料金の支払いが困難となるお客さまからの申出に柔軟に対応するとともに、当該お客さまのうち都道府県社会福祉協議会より、一時的な資金の緊急貸付を受けているお客さまの電気料金の支払延伸を目的に、当社の供給区域内の需要場所における電気の使用に対し、令和2年3月19日に離島供給約款以外の供給条件を設定し、承認を受けましたが、新型コロナウイルス感染症の影響が拡大し、令和2年4月7日に新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、内閣総理大臣から7都府県を対象に令和2年5月6日を期限とした緊急事態宣言が発令され、令和2年4月16日に対象が全国に拡大されたことを受けて、更なる支払延伸を目的に離島供給約款以外の供給条件を設定し、令和2年4月24日に承認を受けました。さらに、令和2年5月4日に内閣総理大臣から緊急事態宣言の期限を令和2年5月31日まで延長する発令がなされたことを受け、一時的に電気料金の支払いが困難となるお客さまからの申出に柔軟に対応するとともに、当該お客さまのうち都道府県社会福祉協議会より、一時的な資金の緊急貸付を受けているお客さま等の電気料金の更なる支払延伸を目的に、離島供給約款以外の供給条件を設定し、令和2年5月13日に承認を受けました。

その後、令和2年5月25日に内閣総理大臣から緊急事態宣言の全面解除が発令されたものの、段階的に社会経済の活動レベルを引き上げることとされている状況を踏まえ、更なる支払延伸を目的に離島供給約款以外の供給条件を設定し、令和2年6月24日に承認を受けました。

この度、段階的に社会経済の活動レベルが引き上げられている状況であるこ

とを踏まえ、引き続き、一時的に電気料金の支払いが困難となるお客さまからの申出に柔軟に対応するとともに、当該お客さまのうち都道府県社会福祉協議会より、一時的な資金の緊急貸付を受けているお客さま、または、新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に電気料金の支払いが困難であると当社が判断したお客さまの電気料金の更なる支払延伸を目的に、当社の供給区域内の需要場所における電気の使用に対し、電気事業法第21条第2項ただし書の規定に基づき、離島供給約款以外の供給条件を設定したく特例承認申請するものがあります。

なお、実施期間満了後の取扱いについては、新型コロナウイルス感染症の影響状況等を鑑み、別途検討いたします。

以 上

経済産業省

官 印 省 略

20200717 資 第 7 号

令和 2 年 7 月 1 7 日

電力・ガス取引監視等委員会委員長 殿

経済産業大臣

指定旧供給区域等小売供給約款以外の供給条件の認可について

電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成 2 7 年法律第 4 7 号。以下「改正法」という。）附則第 2 2 条第 4 項の規定に基づきなおその効力を有するものとされる改正法第 5 条の規定による改正前のガス事業法（昭和 2 9 年法律第 5 1 号）第 4 7 条の 6 第 1 項第 3 号の規定に基づき、別添の申請に係る指定旧供給区域等小売供給約款以外の供給条件の認可について、貴委員会の意見を求めます。

様式第 15 (第 20 条関係)

特別供給条件認可申請書

072-2020 : 151

2020 年 7 月 17 日

経 済 産 業 大 臣
梶 山 弘 志 殿

東京都港区 〇〇 番 20 号
東 京 〇〇 会 社
代表取締役社長 内田 高 〇〇

電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成 27 年法律第 47 号。以下「改正法」という。）
附則第 22 条第 4 項の規定により、なおその効力を有するものとして読み替えて適用される改正
法第 5 条の規定による改正前のガス事業法第 20 条ただし書の規定により、次のとおり指定旧供
給区域等小売供給約款以外の供給条件の認可を受けたいので申請します。

料金その他の供給条件の内容	別紙のとおり
実施の期日及び期間	別紙のとおり

別紙

料金その他の供給条件の内容並びに実施の期日及び期間

新型コロナウイルスの感染拡大の影響により所得などが減少し、ガス料金を、支払期限までに支払うことが困難なケースが生じることを踏まえ、新型コロナウイルス感染拡大の影響により緊急小口資金・総合支援資金の貸付がされているお客さま又は貸付を受けようとするお客さま及び休業・失業等により一時的にガス料金の支払いが困難であると当社が判断したお客さまのうち、弊社にお申し出をいただいたお客さまに対して、令和2年6月24日付け20200622資第34号により認可を受けた供給条件に代えて、次の供給条件を適用するものといたします。

1. 新型コロナウイルス感染拡大の影響により緊急小口資金・総合支援資金の貸付がされているお客さま又は貸付を受けようとするお客さま及び休業・失業等により一時的にガスの支払いが困難であると当社が判断したお客さまからお申し出をいただいた場合には、2020年2月検針分（支払期限日が3月25日以降のもの）、3月検針分及び4月検針分のガス料金の支払期限を原則としてそれぞれ5ヶ月間延長する。5月検針分のガス料金の支払期限を原則として4ヶ月間延長する。6月検針分のガス料金の支払期限を原則として3ヶ月間延長する。7月検針分のガス料金の支払期限を原則として2ヶ月間延長する。また、8月検針分のガス料金の支払期限を原則として1ヶ月間延長する。なお、既に2月検針分、3月検針分、4月検針分、5月検針分、6月検針分及び7月検針分の支払い期限延長を受け付けたお客さまについては当供給条件を自動適用とする。

以上

指定旧供給区域等小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、公共料金（上水道・下水道、電気、ガス及び電話・携帯電話の使用料）の支払が困難になる事情がある方がいらっしゃいます。

このような状況を踏まえ、新型コロナウイルス感染拡大の影響により緊急小口資金・総合支援資金の貸付がされているお客さま又は貸付を受けようとするお客さま及び休業・失業等により一時的にガス料金の支払いが困難であると当社が判断したお客さまを対象として、お客さまから当社に申し出があった場合には、ガス料金の支払期限の延長等ができるよう、指定旧供給区域等小売供給約款以外の供給条件を設定いたしたく、申請を行います。

なお、実施期間満了後の取扱いについては、新型コロナウイルス感染症の影響状況等を鑑み、別途検討いたします。

様式第 15 (第 20 条関係)

特別供給条件認可申請書

東ガ営計第 2020-25 号
令和 2 年 7 月 17 日

経済産業大臣
梶山 弘志 殿

名古屋 19 番 18 号
東 式 会 社
代表 富成義

電気事業法の一部を改正する等の法律（平成 27 年法律第 47 号。以下「改正法」という。）附則第 22 条第 4 項の規定により、なおその効力を有するものとして読み替えて適用される改正法第 5 条の規定による改正前のガス事業法（昭和 29 年法律第 51 号）第 20 条ただし書の規定により、次のとおり指定旧供給区域等小売供給約款以外の供給条件の認可を受けたいので申請します。

料金その他の供給条件の内容	別紙のとおり
実施の期日及び期間	別紙のとおり

- 備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。
- 2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

別紙

料金その他の供給条件の内容並びに実施期日及び実施期間

新型コロナウイルスの感染拡大の影響により所得などが減少し、ガス料金の期限までの支払いが困難な事情がある方がいらっしゃいます。

このような状況を踏まえ、生活福祉資金貸付制度の「緊急小口資金」及び「総合支援資金」の特例措置に基づく貸付を受けたガスの使用者又は貸付を受けようとするガスの使用者及び当社がガス料金の支払について一時的に困難な事情があると判断したガスの使用者から当社にお申し出があった場合には、令和2年6月24日付け 20200622 資第34号により認可を受けた供給条件に代えて、次の供給条件を適用するものといたします。

1. 新型コロナウイルス感染拡大の影響により、生活福祉資金貸付制度の「緊急小口資金」及び「総合支援資金」の特例措置に基づく貸付を受けたガスの使用者又は貸付を受けようとするガスの使用者及び当社がガス料金の支払について一時的に困難な事情があると判断したガスの使用者の料金の支払期限について、令和2年2月検針分（支払期限日が令和2年3月25日以降となるものに限り）、3月検針分及び4月検針分をそれぞれ原則として5か月、5月検針分を原則として4か月、6月検針分を原則として3か月、7月検針分を原則として2か月延長、8月検針分を原則として1か月延長する。なお、既に2月検針分、3月検針分、4月検針分、5月検針分、6月検針分及び7月検針分の料金支払期限の延長を受けたガスの使用者については当供給条件を自動適用とする。

以上

指定旧供給区域等小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、ガス料金の支払が困難になる事情がある方がいらっしゃいます。

このような状況を踏まえ、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、生活福祉資金貸付制度の「緊急小口資金」及び「総合支援資金」の特例措置に基づく貸付を受けたガスの使用者又は貸付を受けようとするガスの使用者及び当社がガス料金の支払について一時的に困難な事情があると判断したガスの使用者を対象として、ガス料金の支払期限の延長の対応ができるよう、指定旧供給区域等小売供給約款以外の供給条件を設定したく、申請を行います。

特別供給条件認可申請書

2020エナソリ第0010号

2020年 7 月 16 日

経済産業大臣

梶 山 弘 志 殿

大阪市

目 1 番 2 号

会 社

本 荘 武 蔵

電気事業法の一部を改正する等の法律（平成27年法律第47号。以下「改正法」という。）附則第22条第4項の規定に基づきなおその効力を有するものとされる改正法第5条の規定による改正前のガス事業法（昭和29年法律第51号）第20条ただし書の規定に基づき、次のとおり指定旧供給区域等小売供給約款以外の供給条件の認可を受けたいので申請します。

料金その他の供給条件の内容	別紙のとおり
実施の期日及び期間	別紙のとおり

別紙

料金その他の供給条件の内容並びに実施期日及び実施期間

新型コロナウイルスの感染症拡大の影響により、ガス料金の支払が困難な事情がある方がいらっしゃいます。

このような状況を踏まえ、生活福祉資金貸付制度の「緊急小口資金」及び「総合支援資金」の特例措置に基づく貸付を受けたお客さま又は貸付を受けようとするお客さま及び当社がガス料金の支払について一時的に困難な事情があると判断したお客さまで、いずれもお客さまから申し出があった場合には、令和2年6月24日付け20200622資第34号により認可を受けた供給条件に代えて、次の供給条件を適用するものといたします。

1. 新型コロナウイルス感染症の影響により、生活福祉資金貸付制度の「緊急小口資金」及び「総合支援資金」の特例措置に基づく貸付を受けたお客さま又は貸付を受けようとするお客さま及び当社がガス料金の支払について一時的に困難な事情があると判断したお客さまのガス料金の支払期限について、令和2年2月検針分（支払期限日が令和2年3月25日以降となるものに限る。）、3月検針分、4月検針分の支払期限を原則として5カ月、5月検針分の支払期限を原則として4カ月、6月検針分の支払期限を原則として3カ月、7月検針分の支払期限を原則として2カ月、8月検針分の支払期限を原則として1カ月それぞれ延長する。

以上

指定旧供給区域等小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

新型コロナウイルス感染症の影響により、ガス料金の支払が困難になる事情がある方がいらっしゃいます。

引き続き生活福祉資金貸付制度の「緊急小口資金」及び「総合支援資金」の特例措置に基づく貸付を受けたお客さま又は貸付を受けようとするお客さま及び当社がガス料金の支払について一時的に困難な事情があると判断したお客さまからお申し出があった場合には、ガス料金の支払期限の延長の対応ができるよう、指定旧供給区域等小売供給約款以外の供給条件を設定したく、申請を行います。

なお、実施期間満了後の取扱いについては、新型コロナウイルス感染症の影響状況等を鑑み、別途検討することといたします。

経済産業省

官 印 省 略

20200717 資 第 2 号

令和 2 年 7 月 1 7 日

電力・ガス取引監視等委員会委員長 殿

経済産業大臣

託送供給約款以外の供給条件の認可について

ガス事業法第 1 7 7 条第 1 項第 7 号の規定により、別添の申請に係る同法第 4 8 条第 3 項ただし書に規定する託送供給約款以外の供給条件の認可について、貴委員会の意見を求めます。

様式第47（第67条及び第122条関係）

託送供給特例認可（承認）申請書

本 第 127 号
2020年 7月 16日

経済産業大臣

梶山 弘志 殿

東京都中央区日本橋箱崎町7番1号

東部瓦斯株式会社

取締役社長 穴水 一行

ガス事業法第48条第3項ただし書の規定により、次のとおり託送供給約款以外の供給条件により託送供給を行うことの認可（承認）を受けたいので申請します。

供給の 相手方	氏 名 （ 名 称 ）		別紙のとおり
	住 所		別紙のとおり
	受 給 場 所	受 入 場 所	別紙のとおり
		供 給 場 所	別紙のとおり
料金その他の供給条件の内容			別紙のとおり
実 施 の 期 日 及 び 期 間			別紙のとおり

備考 1 「受入場所」及び「供給場所」については、都道府県郡市区町村字番地及び事業場名を記載すること。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

別紙

料金その他の供給条件の内容並びに実施期日及び実施期間

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、ガス料金の支払が困難な事情がある方がいらっしゃいます。ガス小売事業者において、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、ガス料金の支払に困難な事情があるお客様等を対象とした、ガス料金の支払猶予等の特例措置が実施・検討されています。

このような状況を踏まえ、生活福祉資金貸付制度の「緊急小口資金」及び「総合支援資金」の特例措置に基づく貸付を受けたガスの使用者又は貸付を受けようとするガスの使用者及び当社がガス料金の支払について一時的に困難な事情があると判断したガスの使用者を需要家とする払出地点に係る託送供給について、託送供給依頼者から当社にお申し出があった場合には、当該託送供給依頼者に対して、既認可の供給条件に代えて、次の供給条件を適用するものといたします。

1. 生活福祉資金貸付制度の「緊急小口資金」及び「総合支援資金」の特例措置に基づく貸付を受けたガスの使用者又は貸付を受けようとするガスの使用者及び当社がガス料金の支払について一時的に困難な事情があると判断したガスの使用者を需要家とする払出地点に係る託送供給料金の支払期限について、令和2年2月検針分（支払期限日が令和2年3月25日以降となるものに限る。）、3月検針分、4月検針分を原則として5か月、5月検針分を原則として4か月、6月検針分を原則として3か月、7月検針分を原則として2か月、8月検針分を原則として1か月それぞれ延長する。

以上

託送供給約款以外の供給条件による託送供給を必要とする理由

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、ガス料金の支払が困難になる事情がある方がいらっしゃいます。

引き続き一時的にガス料金の支払いが困難となる当社供給区域内のガスの使用者を需要家とする払出地点にかかる託送供給について、当該ガスの使用者に対してガスの供給を行うガス小売事業者からの申出に柔軟に対応するとともに、ガス小売事業者において、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、生活福祉資金貸付制度の「緊急小口資金」及び「総合支援資金」の特例措置に基づく貸付を受けたガスの使用者又は貸付を受けようとするガスの使用者及び当社がガス料金の支払について一時的に困難な事情があると判断したガスの使用者を対象にした、ガス料金の支払期限の延長等が速やかに実施されるためにも、託送供給料金の支払期限の延長の対応ができるよう、託送供給約款以外の供給条件を設定したく、申請を行います。

なお、実施期間満了後の取扱いについては、新型コロナウイルス感染症の影響等に鑑み、検討することといたします。

様式第47（第67条及び第122条関係）

託送供給特例認可申請書

072-2020：152

2020年7月17日

経 済 産 業 大 臣
梶 山 弘 志 殿

東京都港区 20 号
東京 会 社
代表取締役社長 内田 西

ガス事業法第48条第3項ただし書の規定により、次のとおり託送供給約款以外の供給条件により託送供給を行うことの認可を受けたいので申請します。

供給の 相手方	氏 名 （ 名 称 ）		別紙のとおり
	住 所		別紙のとおり
	受給 場所	受 入 場 所	別紙のとおり
		供 給 場 所	別紙のとおり
料金その他の供給条件の内容			別紙のとおり
実施の期日及び期間			別紙のとおり

別紙

料金その他の供給条件の内容並びに実施の期日及び期間

(設定の理由)

新型コロナウイルスの感染拡大の影響により所得などが減少し、ガス料金の期限までの支払いが困難なケースが生じることを踏まえ、ガス小売事業者において、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、生活福祉資金貸付制度の「緊急小口資金」及び「総合支援資金」の貸付を受けたお客さま等を対象にした、ガス料金の支払猶予等の特例措置が実施・検討されています。

このような状況を踏まえ、新型コロナウイルス感染拡大の影響により緊急小口資金・総合支援資金の貸付がされているお客さま又は貸付を受けようとするお客さま及び休業・失業等により一時的にガス料金の支払いが困難であるお客さまを需要家とする需要場所に係る託送供給について、令和2年6月24日付け20200622資第28号により認可を受けた給条件に代えて、託送供給依頼者から当社にお申し出があった場合には、当該託送供給依頼者に対して、次の供給条件を適用するものといたします。

1. 新型コロナウイルス感染拡大の影響により緊急小口資金・総合支援資金の貸付がされているお客さま又は貸付を受けようとするお客さま及び休業・失業等により一時的にガス料金の支払いが困難であるお客さまを需要家とする需要場所に係る2020年2月検針分（支払期限日が3月25日以降のもの）、3月検針分及び4月検針分のガス料金の支払期限を原則としてそれぞれ5ヶ月間延長する。5月検針分のガス料金の支払期限を原則として4ヶ月間延長する。6月検針分のガス料金の支払期限を原則として3ヶ月間延長する。7月検針分のガス料金の支払期限を原則として2ヶ月間延長する。また、8月検針分のガス料金の支払期限を原則として1ヶ月間延長する。なお、既に2月検針分、3月検針分、4月検針分、5月検針分、6月検針分及び7月検針分の支払期限延長を受け付けた需要場所に係る託送供給については当供給条件を自動適用とする。

以上

託送供給約款以外の供給条件による託送供給を必要とする理由

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、公共料金（上水道・下水道、電気、ガス及び電話・携帯電話の使用料）の支払いが困難になる事情がある方がいらっしゃいます。

このような状況を踏まえ、ガス小売事業者において、新型コロナウイルス感染拡大の影響により緊急小口資金・総合支援資金の貸付がされているお客さま又は貸付を受けようとするお客さま及び休業・失業等により一時的にガス支払いが困難であるお客さまを対象にした、ガス料金の支払期限の延長等の特例措置が速やかに実施されるためにも、託送供給料金の支払期限の延長等の対応ができるよう、託送供給約款以外の供給条件を設定いたしたく、申請を行います。

なお、実施期間満了後の取扱いについては、新型コロナウイルス感染症の影響状況等を鑑み、別途検討いたします。

様式第47（第67条及び第122条関係）

託送供給特例認可（承認）申請書

東ガ（導企）託 第20-6

令和2年7月17日

経済産業大臣

梶山 弘志 殿

名 19番18号
東 式 会 社
代 富成義

ガス事業法第48条第3項ただし書（同法第76条第3項ただし書）の規定により、次のとおり託送供給約款以外の供給条件により託送供給を行うことの認可（承認）を受けた
いので申請します。

供給の 相手方	氏 名 （ 名 称 ）		別紙のとおり
	住 所		別紙のとおり
	受 給	受 入 場 所	別紙のとおり
	場 所	供 給 場 所	別紙のとおり
料金その他の供給条件の内容			別紙のとおり
実 施 の 期 日 及 び 期 間			別紙のとおり

- 備考 1 「受入場所」及び「供給場所」については、都道府県郡市区町村字番地及び事業場名を記載すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

別紙

料金その他の供給条件の内容並びに実施期日及び実施期間

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、ガス料金の支払が困難な事情がある方がいらっしゃいます。ガス小売事業者において、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、期日までのガス料金の支払が困難な事情があるお客様等を対象とした、ガス料金の支払猶予等の特例措置が実施・検討されています。

このような状況を踏まえ、生活福祉資金貸付制度の「緊急小口資金」及び「総合支援資金」の特例措置に基づく貸付を受けたガスの使用者又は貸付を受けようとするガスの使用者及び当社がガス料金の支払について一時的に困難な事情があると判断したガスの使用者を需要家とする払出地点に係る託送供給について、託送供給依頼者から当社にお申し出があった場合には、令和2年6月24日付け20200622資第28号により認可を受けた供給条件に代えて、次の供給条件を適用するものといたします。

1. 新型コロナウイルス感染拡大の影響により、生活福祉資金貸付制度の「緊急小口資金」及び「総合支援資金」の特例措置に基づく貸付を受けたガスの使用者又は貸付を受けようとするガスの使用者及び当社がガス料金の支払について一時的に困難な事情があると判断したガスの使用者を需要家とする払出地点に係る託送供給料金の支払期限について、令和2年2月検針分（支払期限日が令和2年3月25日以降となるものに限る）、3月検針分及び4月検針分をそれぞれ原則として5か月、5月検針分を原則として4か月、6月検針分を原則として3か月、7月検針分を原則として2か月、8月検針分を原則として1か月延長する。

なお、既に2月検針分、3月検針分、4月検針分、5月検針分、6月検針分及び7月検針分の料金支払期限の延長を受けたガスの使用者については当供給条件を自動適用とする。

以上

託送供給約款以外の供給条件による託送供給を必要とする理由

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、ガス料金の支払が困難になる事情がある方がいらっしゃいます。

引き続き一時的にガス料金の支払いが困難となる当社供給区域内のガスの使用者を需要者とする払出地点にかかる託送供給について、当該ガスの使用者に対してガスの供給を行うガス小売事業者からの申出に柔軟に対応するとともに、ガス小売事業者において、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、生活福祉資金貸付制度の「緊急小口資金」及び「総合支援資金」の特例措置に基づく貸付を受けたガスの使用者又は貸付を受けようとするガスの使用者及び当社がガス料金の支払について一時的に困難な事情があると判断したガスの使用者を対象にした、ガス料金の支払期限の延長等が速やかに実施されるためにも、託送供給料金の支払期限の延長の対応ができるよう、託送供給約款以外の供給条件を設定したく、申請を行います。

様式第47（第67条及び第122条関係）

託送供給特例認可（承認）申請書

NW-20-1005号
2020年7月16日

経済産業大臣
梶山 弘志 殿

大阪市中央
株式会社
代表 武

ガス事業法第48条第3項ただし書（同法第76条第3項ただし書）の規定により、次のとおり託送供給約款以外の供給条件により託送供給を行うことの認可（承認）を受けた
いので申請します。

供給の 相手方	氏名（名称）		別紙のとおり
	住所		別紙のとおり
	受給 場所	受入場所	別紙のとおり
		供給場所	別紙のとおり
料金その他の供給条件の内容			別紙のとおり
実施の期日及び期間			別紙のとおり

- 備考 1 「受入場所」及び「供給場所」については、都道府県郡市区町村字番地及び事業場名を記載すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

別紙

料金その他の供給条件の内容並びに実施期日及び実施期間

新型コロナウイルスの感染症拡大の影響により、ガス料金の支払が困難な事情がある方がいらっしゃると思います。ガス小売事業者において、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、期日までのガス料金の支払が困難な事情があるお客様等を対象とした、ガス料金の支払猶予等の特例措置が実施・検討されています。

このような状況を踏まえ、生活福祉資金貸付制度の「緊急小口資金」及び「総合支援資金」の特例措置に基づく貸付を受けたガスの使用者又は貸付を受けようとするガスの使用者及び当社がガス料金の支払について一時的に困難な事情があると判断したガスの使用者を需要家とする払出地点に係る託送供給について、託送供給依頼者から当社にお申し出があった場合には、令和2年6月24日付け 20200622 資第28号により認可を受けた供給条件に代えて、次の供給条件を適用するものといたします。

1. 新型コロナウイルス感染拡大の影響により、生活福祉資金貸付制度の「緊急小口資金」及び「総合支援資金」の特例措置に基づく貸付を受けたガスの使用者又は貸付を受けようとするガスの使用者及び当社がガス料金の支払について一時的に困難な事情があると判断したガスの使用者を需要家とする払出地点に係る託送供給料金の支払期限について、令和2年2月検針分（支払期限日が令和2年3月25日以降となるものに限る。）、3月検針分、4月検針分の料金の支払期限を原則として5カ月、5月検針分の料金の支払期限を原則として4カ月、6月検針分の料金の支払期限を原則として3カ月、7月検針分の料金の支払期限を原則として2カ月、8月検針分の料金の支払期限を原則として1カ月それぞれ延長する。

以上

託送供給約款以外の供給条件による託送供給を必要とする理由

新型コロナウイルス感染拡大の影響により、ガス料金の支払が困難になる事情がある方がいらっしゃると思います。

引き続き一時的にガス料金の支払いが困難となる当社供給区域内のガスの使用者を需要家とする払出地点にかかる託送供給について、当該ガスの使用者に対してガスの供給を行うガス小売事業者からの申出に柔軟に対応するとともに、ガス小売事業者において、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、生活福祉資金貸付制度の「緊急小口資金」及び「総合支援資金」の特例措置に基づく貸付を受けたガスの使用者又は貸付を受けようとするガスの使用者及び当社がガス料金の支払について一時的に困難な事情があると判断したガスの使用者を対象にした、ガス料金の支払期限の延長等が速やかに実施されるためにも、託送供給料金の支払期限の延長の対応ができるよう、託送供給約款以外の供給条件を設定したく、申請を行います。

なお、実施期間満了後の取扱いについては、新型コロナウイルス感染症の影響等に鑑み、検討することといたします。

様式第 4 7 (第 6 7 条及び第 1 2 2 条関係)

託送供給特例認可(承認)申請書

西 瓦 第 5 1 1 号
令和 2 年 7 月 1 6 日

経済産業大臣
梶山 弘志 殿

住所 福岡市博多区 番 1 号
氏名 西 部 会 社
代表取締役 幸

ガス事業法第 4 8 条第 3 項ただし書(同法第 7 6 条第 3 項ただし書)の規定により、次のとおり託送供給約款以外の供給条件により託送供給を行うことの認可(承認)を受けた
いので申請します。

供給の 相手方	氏 名 (名 称)		別紙のとおり
	住 所		別紙のとおり
	受 給	受 入 場 所	別紙のとおり
	場 所	供 給 場 所	別紙のとおり
料金その他の供給条件の内容			別紙のとおり
実 施 の 期 日 及 び 期 間			別紙のとおり

- 備考 1 「受入場所」及び「供給場所」については、都道府県郡市区町村字番地及び事業場名を記載すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
- 3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

別紙

料金その他の供給条件の内容並びに実施期日及び実施期間

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、ガス料金の支払が困難な事情がある方がいらっしゃいます。ガス小売事業者において、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、期日までのガス料金の支払が困難な事情があるお客様等を対象とした、ガス料金の支払猶予等の特例措置が実施・検討されています。

このような状況を踏まえ、生活福祉資金貸付制度の「緊急小口資金」及び「総合支援資金」の特例措置に基づく貸付を受けたガスの使用者又は貸付を受けようとするガスの使用者及び当社がガス料金の支払について一時的に困難な事情があると判断したガスの使用者を需要家とする払出地点に係る託送供給について、託送供給依頼者から当社にお申し出があった場合には、令和2年6月24日付け20200622資第28号により認可を受けた供給条件に代えて、次の供給条件を適用するものといたします。

1. 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、生活福祉資金貸付制度の「緊急小口資金」及び「総合支援資金」の特例措置に基づく貸付を受けたガスの使用者又は貸付を受けようとするガスの使用者及び当社がガス料金の支払について一時的に困難な事情があると判断したガスの使用者を需要家とする払出地点に係る託送供給料金の支払期限について、令和2年2月検針分、3月検針分、4月検針分の料金の支払期限を原則として5カ月、5月検針分の料金の支払期限を原則として4カ月、6月検針分の料金の支払期限を原則として3カ月、7月検針分の料金の支払期限を原則として2カ月、8月検針分の料金の支払期限を原則として1カ月それぞれ延長する。なお、既に2月検針分、3月検針分、4月検針分、5月検針分、6月検針分及び7月検針分の料金の支払期限の延長を受けたガスの使用者を需要家とする払出地点に係る託送供給料金については当供給条件を自動適用とする。

以上

託送供給約款以外の供給条件による託送供給を必要とする理由

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、ガス料金の支払が困難になる事情がある方がいらっしゃいます。

また、政府より緊急事態宣言が発令されたことを踏まえ経済産業省からガス料金の支払期日の延長等について、ガス事業者に対して要請がされております。引き続き一時的にガス料金の支払いが困難となる当社供給区域内のガスの使用者を需要家とする払出地点にかかる託送供給について、当該ガスの使用者に対してガスの供給を行うガス小売事業者からの申出に柔軟に対応するとともに、ガス小売事業者において、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、生活福祉資金貸付制度の「緊急小口資金」及び「総合支援資金」の特例措置に基づく貸付を受けたガスの使用者又は貸付を受けようとするガスの使用者及び当社がガス料金の支払について一時的に困難な事情があると判断したガスの使用者を対象にした、ガス料金の支払期限の延長等が速やかに実施されるためにも、託送供給料金の支払期限の延長の対応ができるよう、託送供給約款以外の供給条件を設定したく、申請を行います。

なお、実施期間満了後の取扱いについては、新型コロナウイルス感染症の影響等に鑑み、検討することといたします。

(案)

官	印	省	略
番			号
年	月		日

経済産業大臣 宛て

電力・ガス取引監視等委員会委員長

特定小売供給約款以外の供給条件の認可について（回答）

令和2年7月17日付け20200717資第14号により貴職から当委員会に意見を求められた特定小売供給約款以外の供給条件の認可については、認可することに異存はありません。

(案)

官	印	省	略
番			号
年	月		日

経済産業大臣 宛て

電力・ガス取引監視等委員会委員長

託送供給等約款以外の供給条件の認可について（回答）

令和2年7月17日付け20200717資第24号により貴職から当委員会に意見を求められた託送供給等約款以外の供給条件の認可については、認可することに異存はありません。

(案)

官	印	省	略
番			号
年	月		日

経済産業大臣 宛て

電力・ガス取引監視等委員会委員長

離島供給約款以外の供給条件の承認について（回答）

令和2年7月17日付け20200717資第34号により貴職から当委員会に意見を求められた離島供給約款以外の供給条件の承認については、承認することに異存はありません。

(案)

官	印	省	略
番			号
年	月		日

経済産業大臣 宛て

電力・ガス取引監視等委員会委員長

指定旧供給区域等小売供給約款以外の供給条件の認可について（回答）

令和2年7月17日付け20200717資第7号により貴職から当委員会に意見を求められた指定旧供給区域等小売供給約款以外の供給条件の認可については、認可することに異存はありません。

(案)

官	印	省	略
番			号
年		月	日

経済産業大臣 宛て

電力・ガス取引監視等委員会委員長

託送供給約款以外の供給条件の認可について（回答）

令和2年7月17日付け20200717資第2号により貴職から当委員会に意見を求められた託送供給約款以外の供給条件の認可については、認可することに異存はありません。